【資料３】

地域における中高年齢者の就労をめぐる現状と課題

平成25年２月
厚生労働省

目　次

Ⅰ．中高年齢者の就労の現状

・　日本の人口の推移　・・・・・・・・・・・・・・・　4
・　人口ピラミッドの変化（1990～2060年）　・・・・・・・・・・・・・・・　5
・　将来の都道府県別高齢者人口の推計　・・・・・・・・・・・・・・・　6
・　労働力データ（労働力人口の推移、労働力人口比率の推移）　・・・・・・・・・・・・・・・　7
・　就業者データ（就業者数の推移、就業率の推移）　・・・・・・・・・・・・・・・　9
・　失業者データ（完全失業者数の推移、完全失業率の推移）　・・・・・・・・・・・・・・・　11
・　年齢階級別・男女別雇用失業情勢（2012年平均）　・・・・・・・・・・・・・・・　13
・　高年齢者就業率の長期的推移　・・・・・・・・・・・・・・・　14
・　中高年齢者の年齢階級別・就業状態別割合の長期的推移　・・・・・・・・・・・・・・・　15
・　2030年までの就業者数のシミュレーション（男女計）　・・・・・・・・・・・・・・・　16
・　高年齢者の高い就業意欲　・・・・・・・・・・・・・・・　17
・　就業率の国際比較　・・・・・・・・・・・・・・・　18
・　主な就業理由　・・・・・・・・・・・・・・・　19
・　高年齢者の社会貢献活動への取組状況　・・・・・・・・・・・・・・・　20
・　社会貢献活動に取り組んでいる高年齢者の状況　・・・・・・・・・・・・・・・　21

Ⅱ．高年齢者の就業・社会参加施策　～雇用・福祉・介護の観点から～

・　高年齢者の地域参加類型別イメージ図　・・・・・・・・・・・・・・・　24

《雇用》

・　高年齢者雇用就業対策の体系　・・・・・・・・・・・・・・・　25
・　平成25年度高年齢者雇用就業対策の体系　・・・・・・・・・・・・・・・　26
・　シルバー人材センター事業の概要　・・・・・・・・・・・・・・・　27

《福祉》

・　社会福祉協議会の概要　・・・・・・・・・・・・・・・　28
・　高齢者の社会参加等の現状と課題について　・・・・・・・・・・・・・・・　31
・　地域資源・人材育成支援事業　・・・・・・・・・・・・・・・　32
・　「安心生活創造事業」について　・・・・・・・・・・・・・・・　33
・　安心生活基盤構築事業　・・・・・・・・・・・・・・・　34

《介護》

・　介護の将来像（地域包括ケアシステム）　・・・・・・・・・・・・・・・　35
・　高齢者の社会参加・生活支援の充実に向けた国民運動の推進　・・・・・・・・・・・・・・・　36
・　介護予防・日常生活支援総合事業（地域支援事業）　・・・・・・・・・・・・・・・　38
・　高齢者生きがい活動促進事業（モデル事業）の概要　・・・・・・・・・・・・・・・　39
・　「地域支え合いセンター」整備事業　・・・・・・・・・・・・・・・　40

Ⅰ．中高年齢者の就労の現状

日本の人口の推移

日本の人口は近年横ばいであり、人口減少局面を迎えている。2060年には総人口が9000万人を割り込み、高齢化率は40%近い水準になると推計されている。

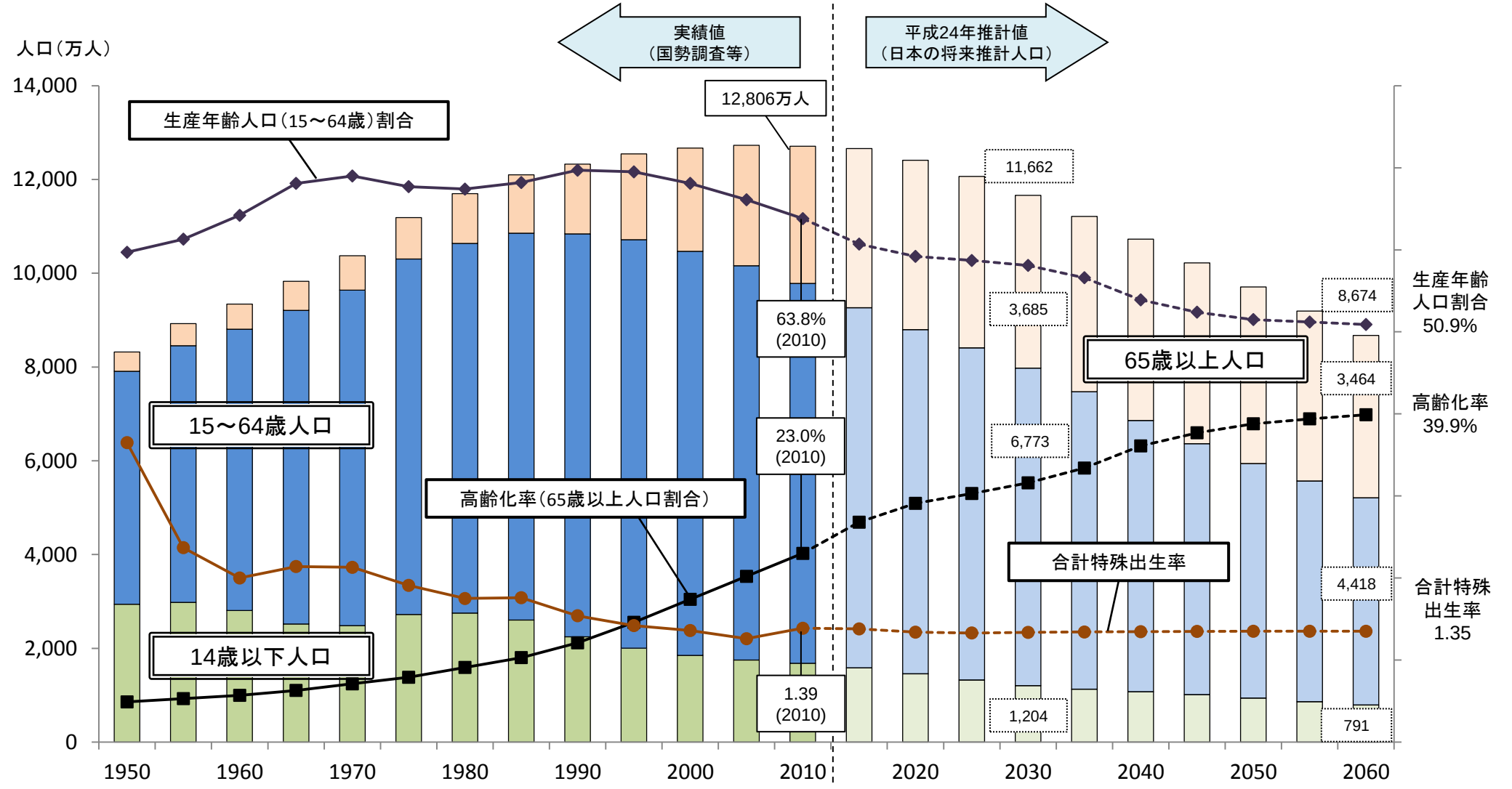

（出所） 総務省「国勢調査」及び「人口推計」、国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口（平成24年1月推計）：出生中位・死亡中位推計」（各年10月1日現在人口）
厚生労働省「人口動態統計」

人口ピラミッドの変化（1990～2060年）

○ 日本の人口構造の変化を見ると、現在１人の高齢者を２．６人で支えている社会構造になっており、少子高齢化が一層進行する2060年には１人の高齢者を１．２人で支える社会構造になると想定

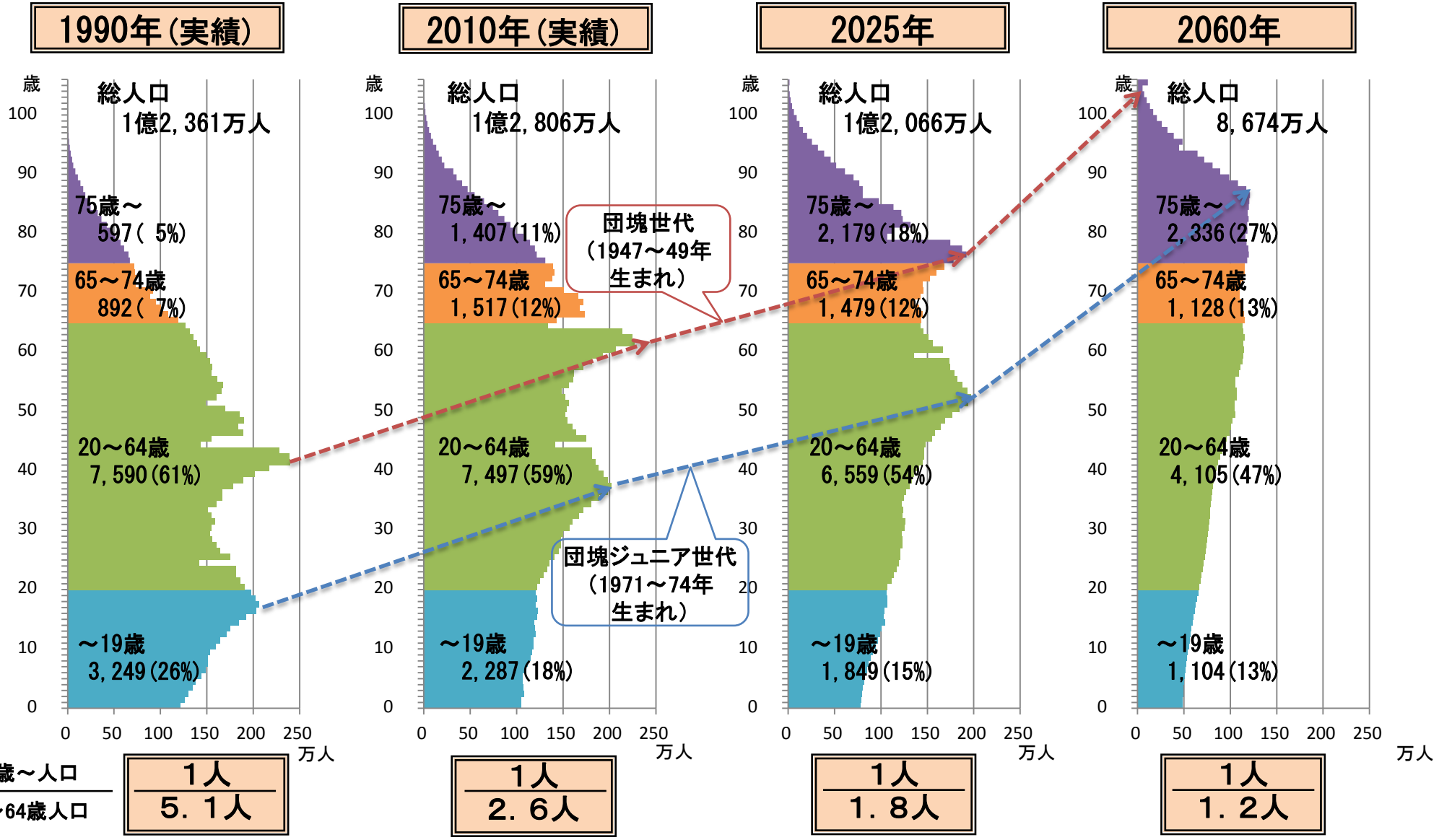

（出所） 総務省「国勢調査」及び「人口推計」、国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口（平成24年1月推計）：出生中位・死亡中位推計」（各年10月1日現在人口）

将来の都道府県別高齢者人口の推計

高齢化率（65歳以上人口割合）の推計

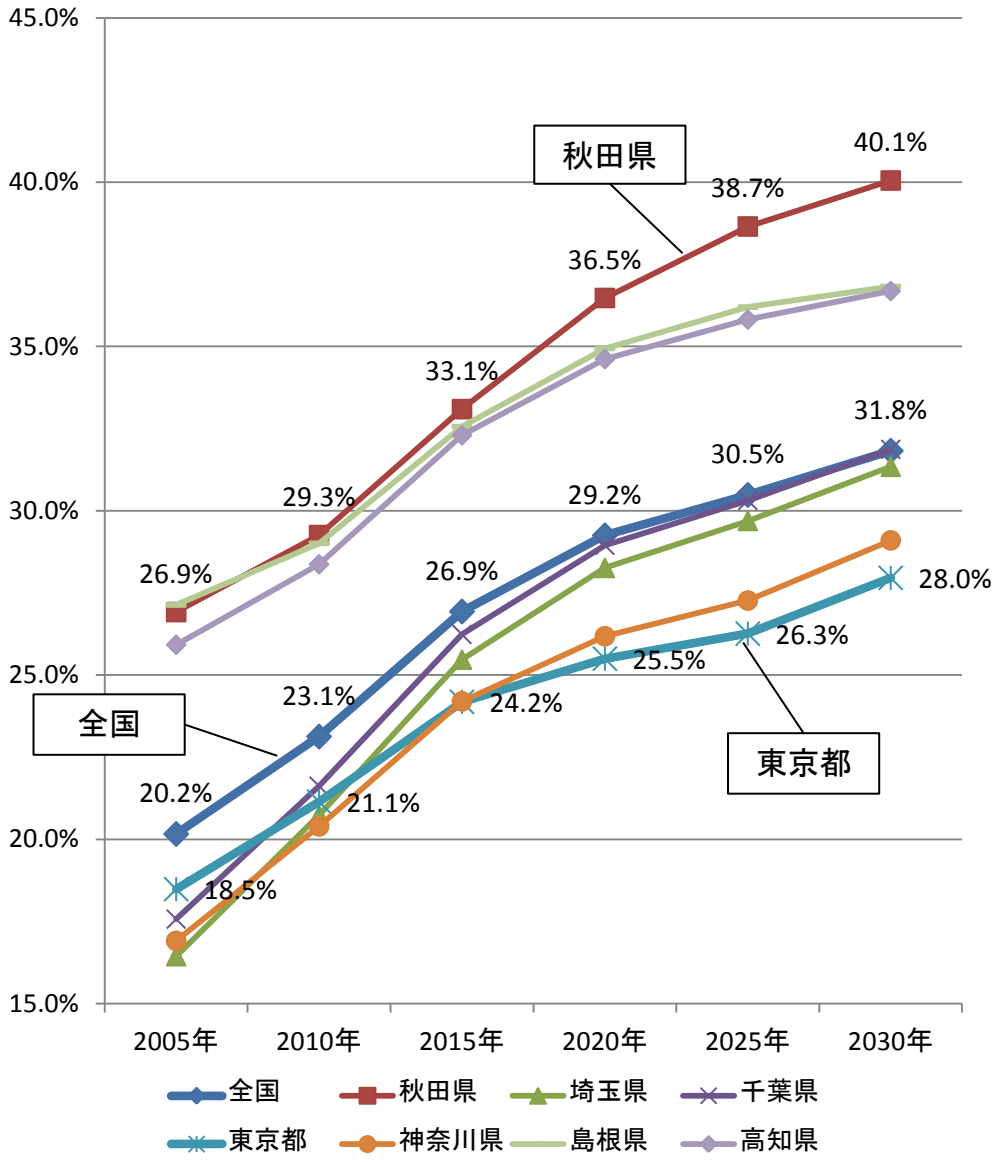

65歳以上人口の推計

	2005年	2020年		2030年	
	65歳以上人口（万人）	65歳以上人口（万人）	増加率（2005年比）	65歳以上人口（万人）	増加率（2005年比）
全国	2,576	3,590	39.4%	3,667	42.3%
秋田県	31	36	15.4%	34	10.0%
埼玉県	116	196	68.7%	205	76.3%
千葉県	106	174	63.4%	182	70.9%
東京都	232	334	43.7%	361	55.2%
神奈川県	149	235	58.4%	254	71.0%
島根県	20	23	13.9%	22	7.6%
高知県	21	24	18.7%	23	12.7%

（資料出所）国立社会保障・人口問題研究所「日本の都道府県別将来推計人口（平成19（2007）年5月）」、「日本の将来推計人口』（出生中位・死亡中位推計）（平成18（2006）年12月）」

労働力人口の推移

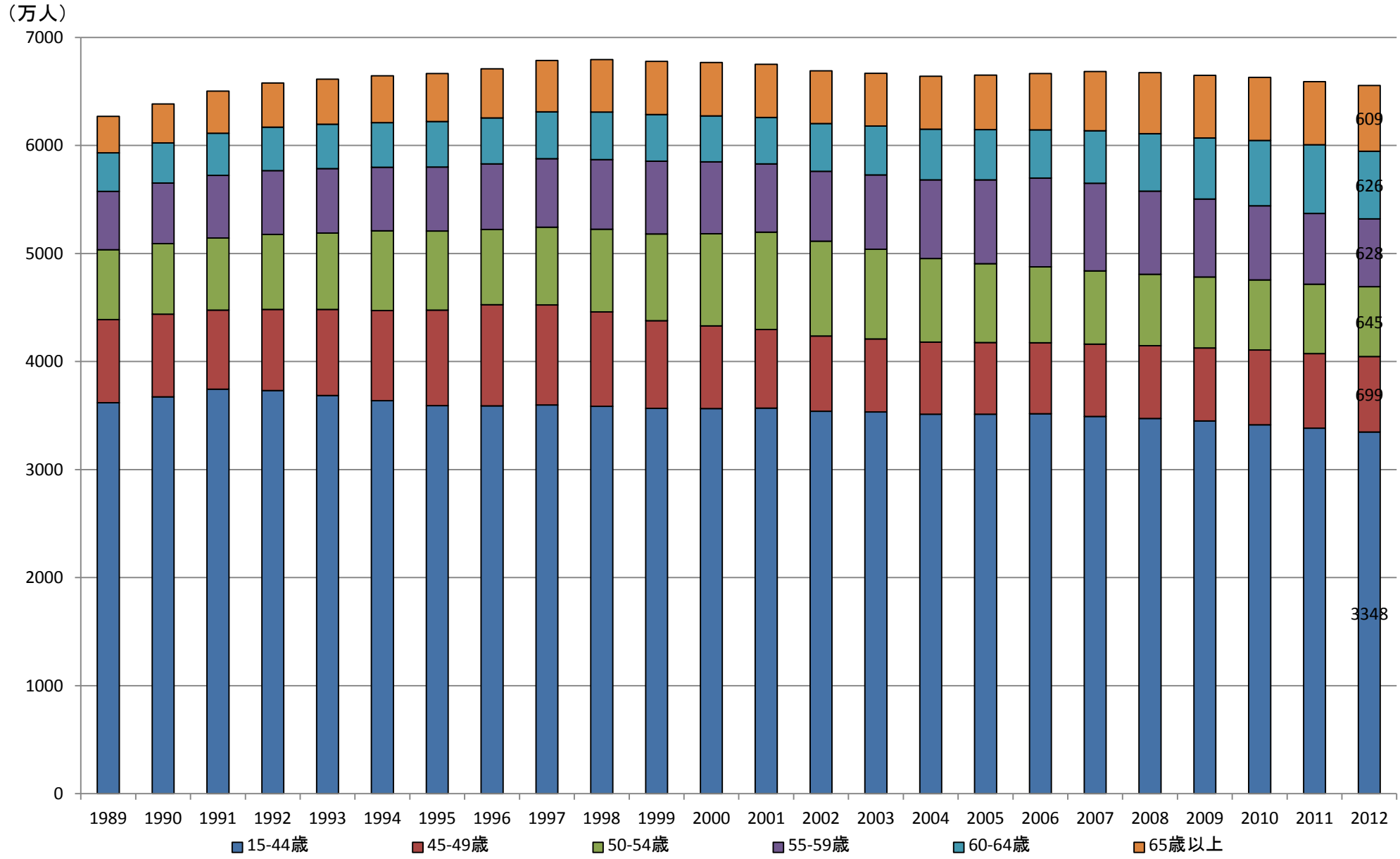

（資料出所）総務省統計局「労働力調査」

労働力人口比率の推移

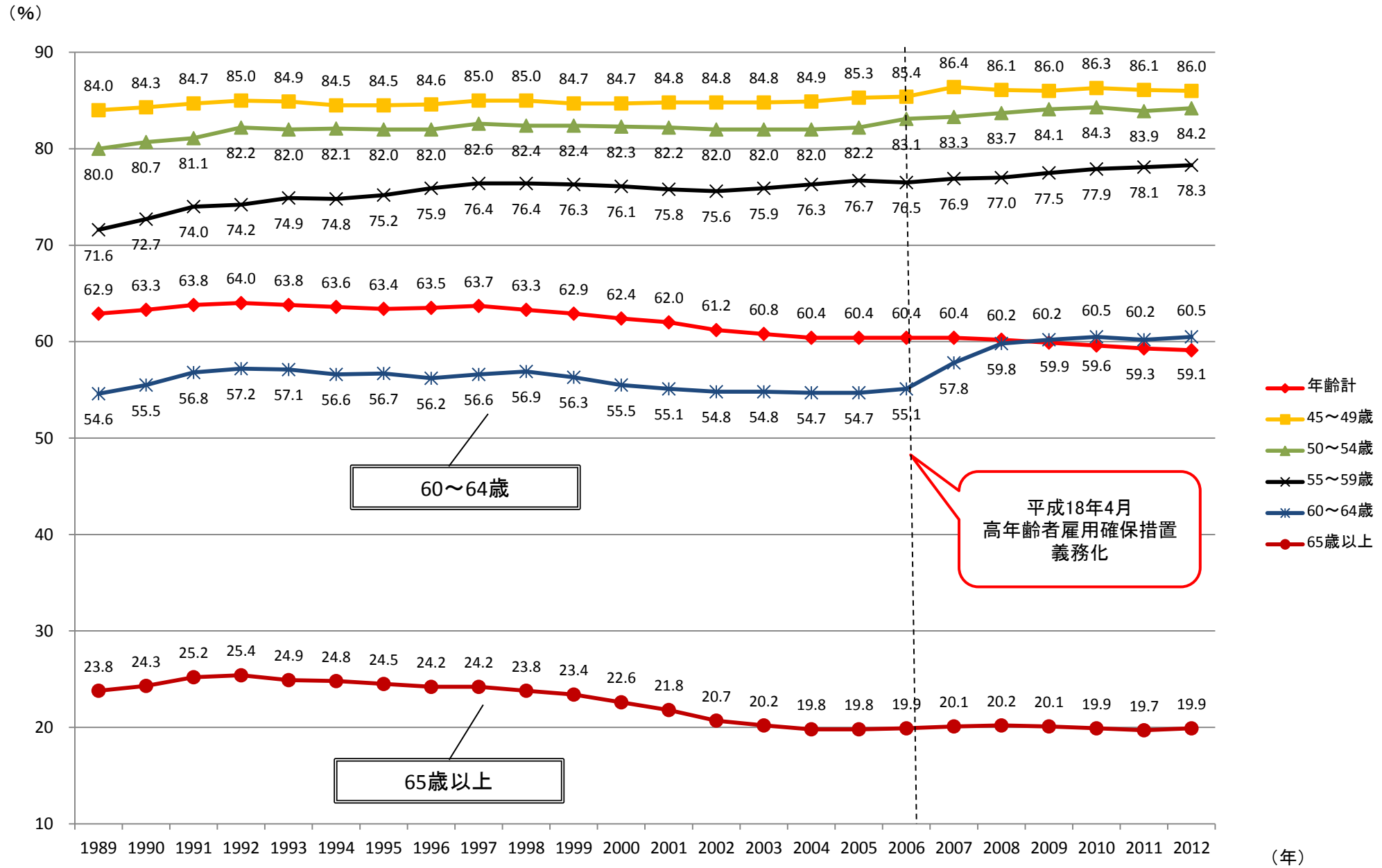

（資料出所）総務省統計局「労働力調査」

就業者数の推移

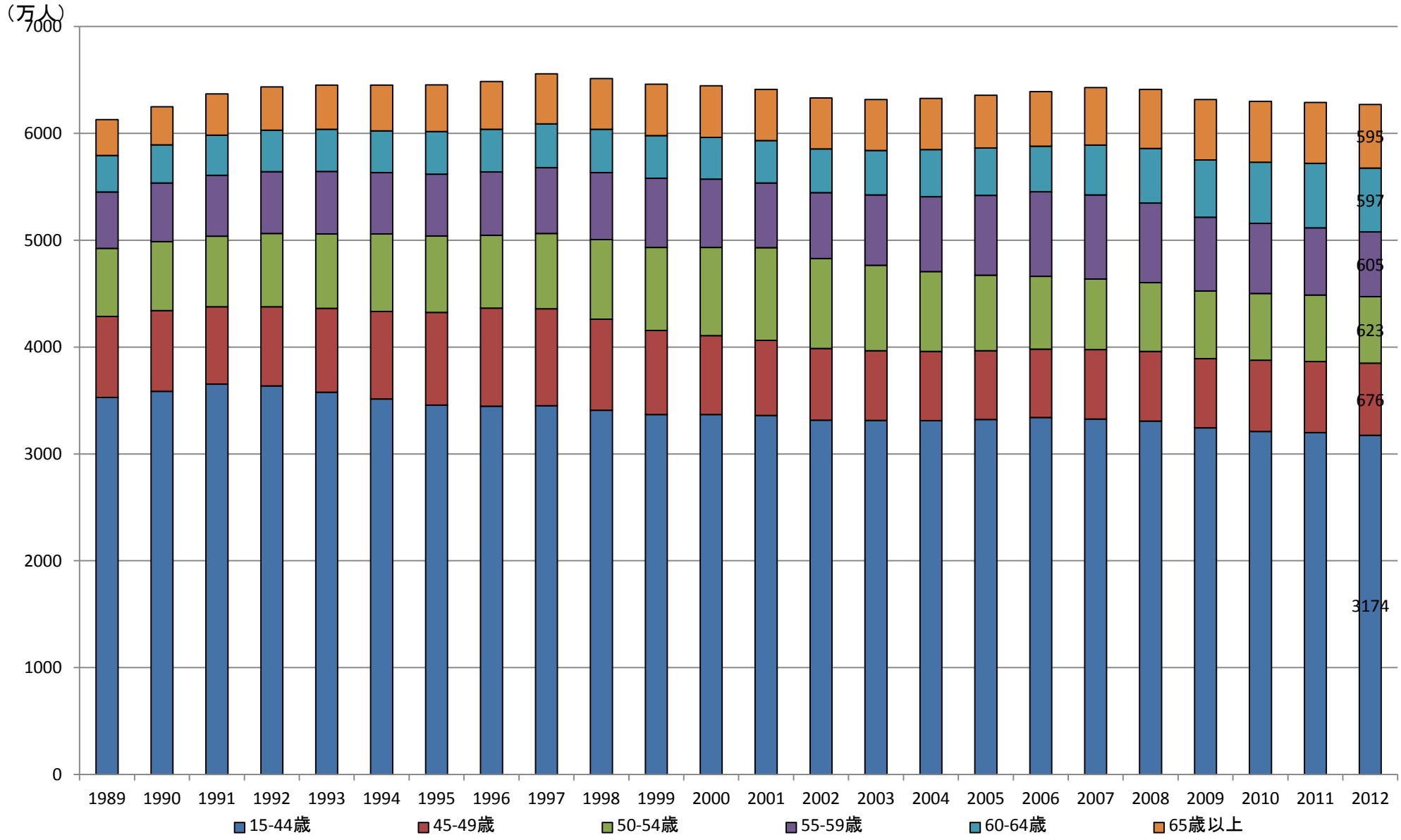

（資料出所）総務省統計局「労働力調査」

就業率の推移

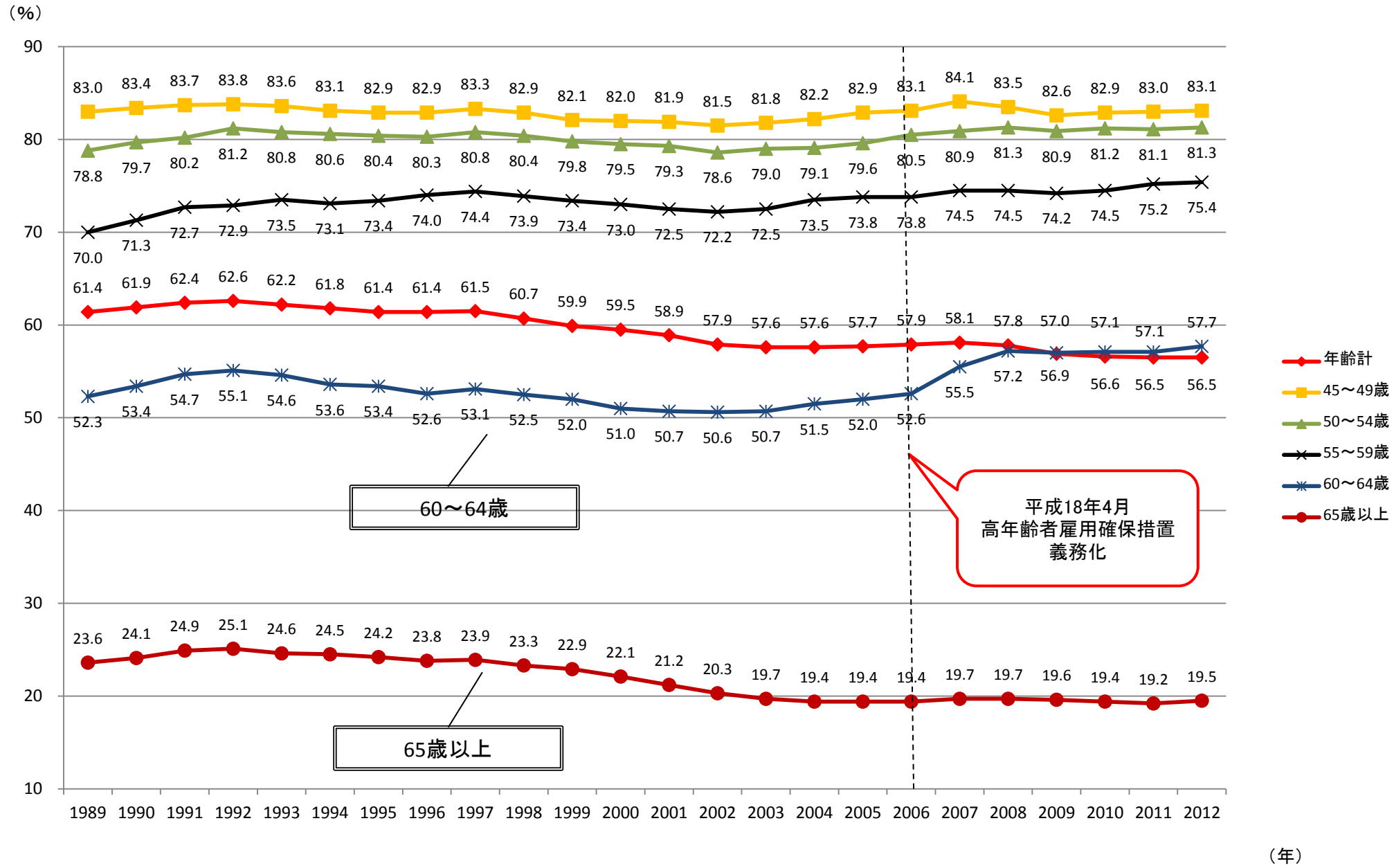

（資料出所）総務省統計局「労働力調査」

完全失業者数の推移

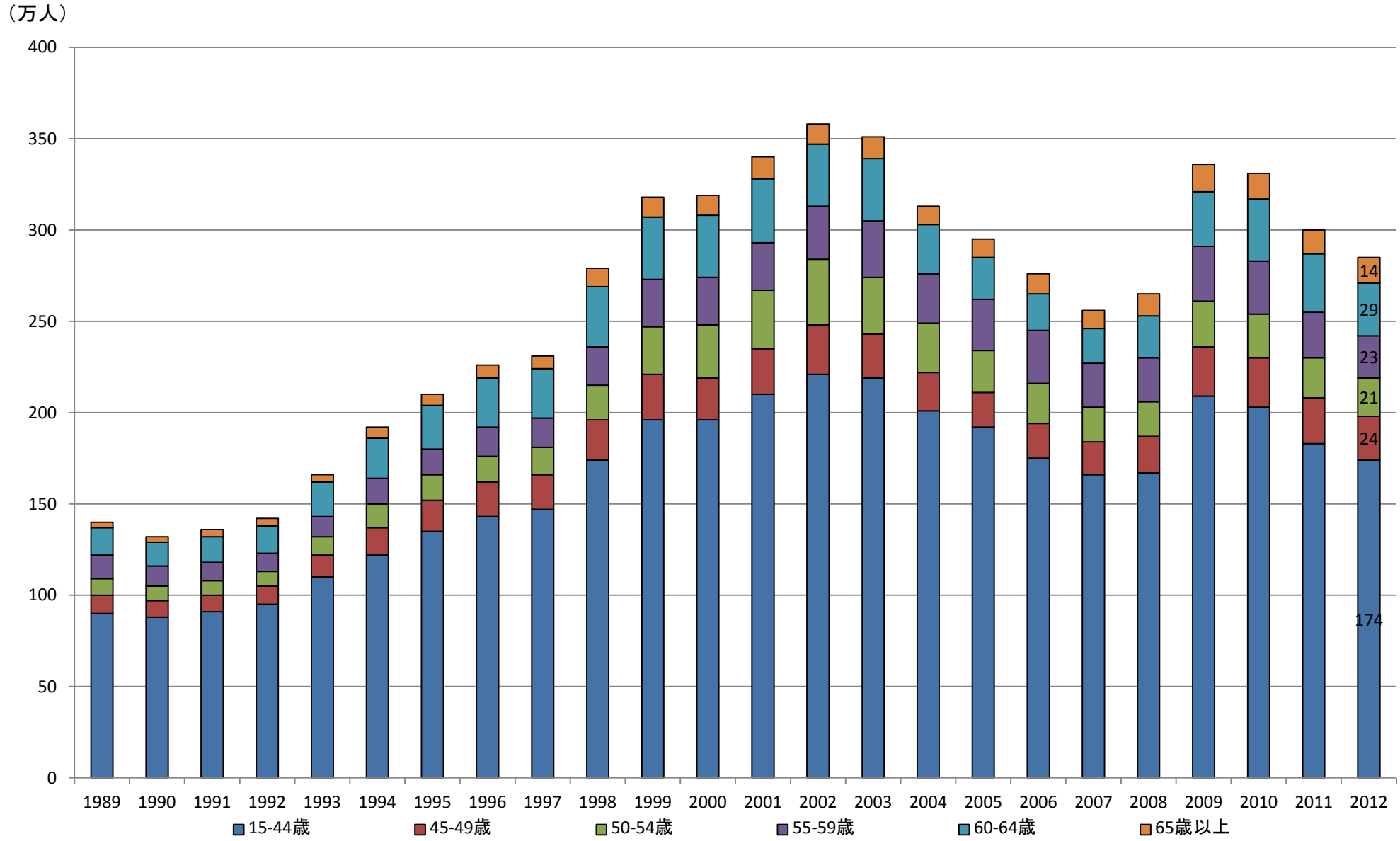

（資料出所）総務省統計局「労働力調査」

完全失業率の推移

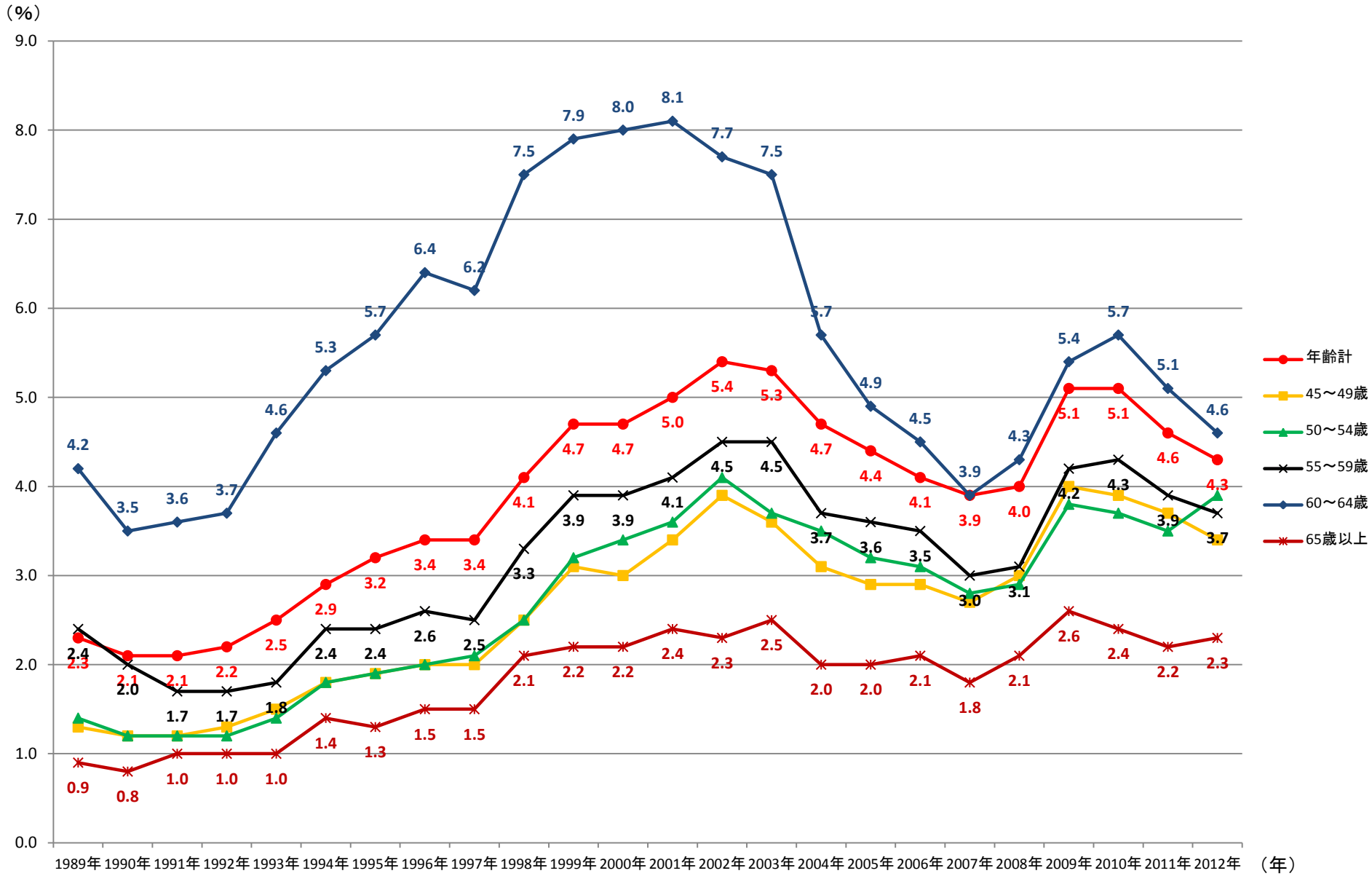

（資料出所）総務省統計局「労働力調査」

年齢階級別・男女別雇用失業情勢(2012年平均)

（%）

	年齢計	15～24歳	25～34歳	35～44歳	45～54歳	55～59歳	60～64歳	65歳以上
完全失業率（男女計）	4.3	8.1	5.5	4.1	3.3	3.7	4.6	2.3
完全失業率（男）	4.6	8.7	5.8	3.8	3.4	4.1	5.7	2.9
完全失業率（女）	4.0	7.5	5.0	4.3	3.2	2.7	3.3	1.3
就業率（男女計）	56.5	38.5	79.4	79.8	82.3	75.4	57.7	19.5
就業率（男）	67.5	37.9	89.4	92.6	92.3	88.4	71.3	27.9
就業率（女）	46.2	39.0	69.1	66.7	72.2	62.6	44.5	13.2

（資料出所）総務省統計局「労働力調査」

高年齢者就業率の長期的推移

高年齢者の就業率は、５０代後半で上昇傾向にあり、６０代では制度改正の効果（2006年度から高年齢者雇用確保措置が義務化）で上昇に転じているのに対し、６０代後半以降は減少傾向にある。

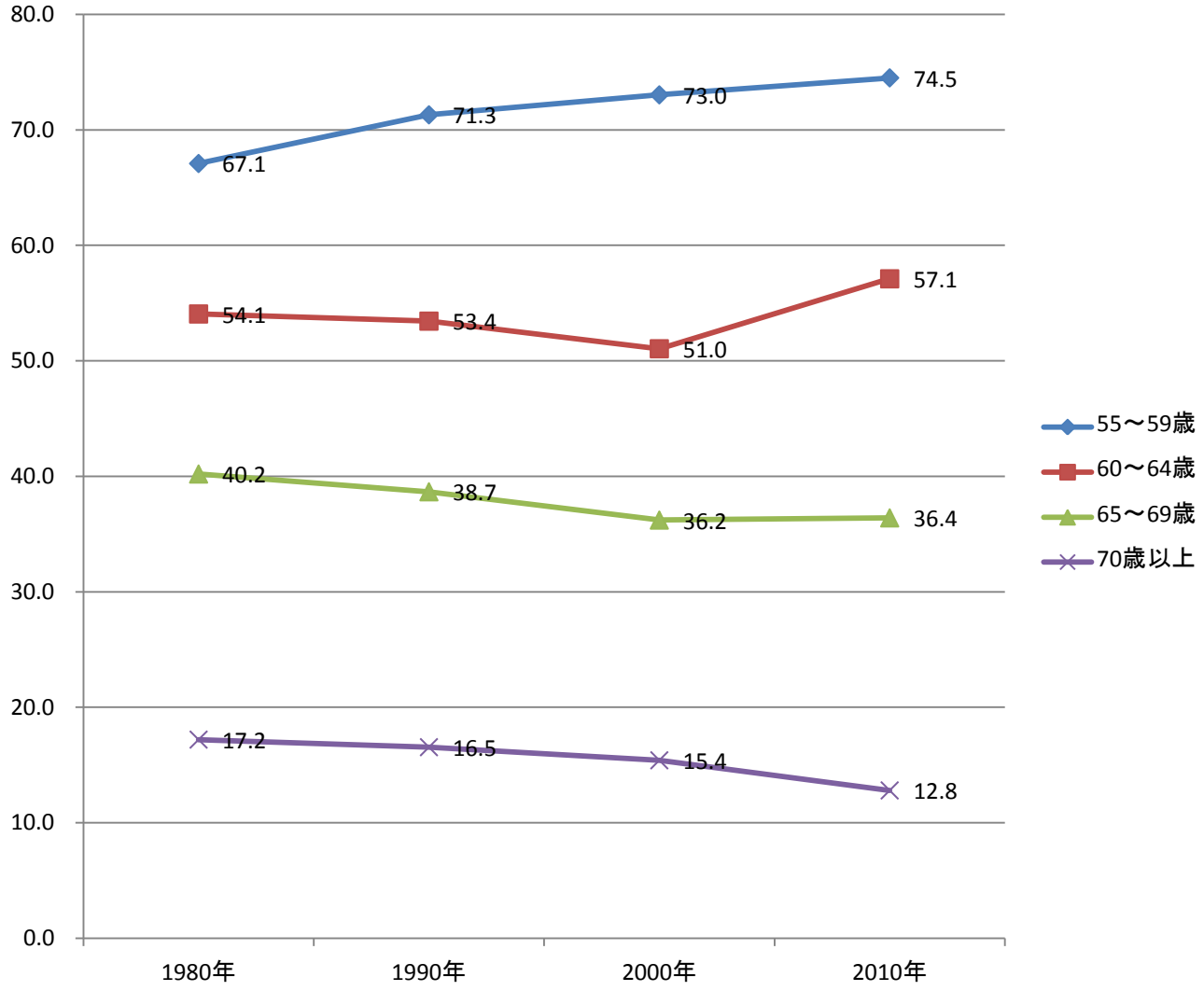

（資料出所）総務省統計局「労働力調査」

中高年齢者の年齢階級別・就業状態別割合の長期的推移

・雇用者割合は、60代前半までの大きな伸びに対し、６０代後半以降は小幅な伸びにとどまっている。
・中高年齢者の全年齢階級で、自営業主・家族従業者の割合が減少している。

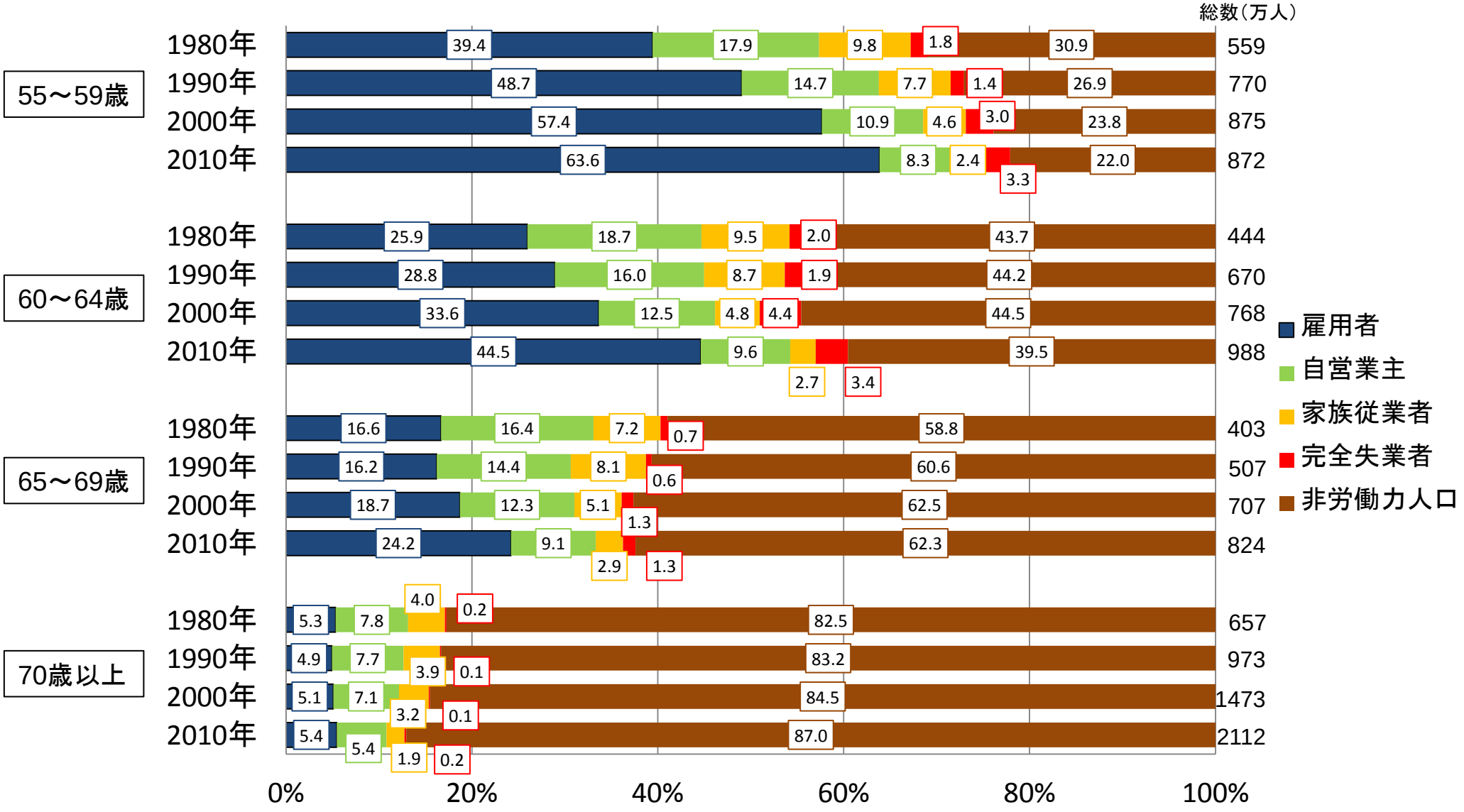

（資料出所）総務省統計局「労働力調査」

2030年までの就業者数のシミュレーション（男女計）

経済成長と労働参加が適切に進まない場合は、2030年の就業者数が2010年比で▲845万人となるが、経済成長と労働参加が適切に進むケースでは、その場合よりも約630万人増となり、2010年比で▲213万人にとどまる見込み。

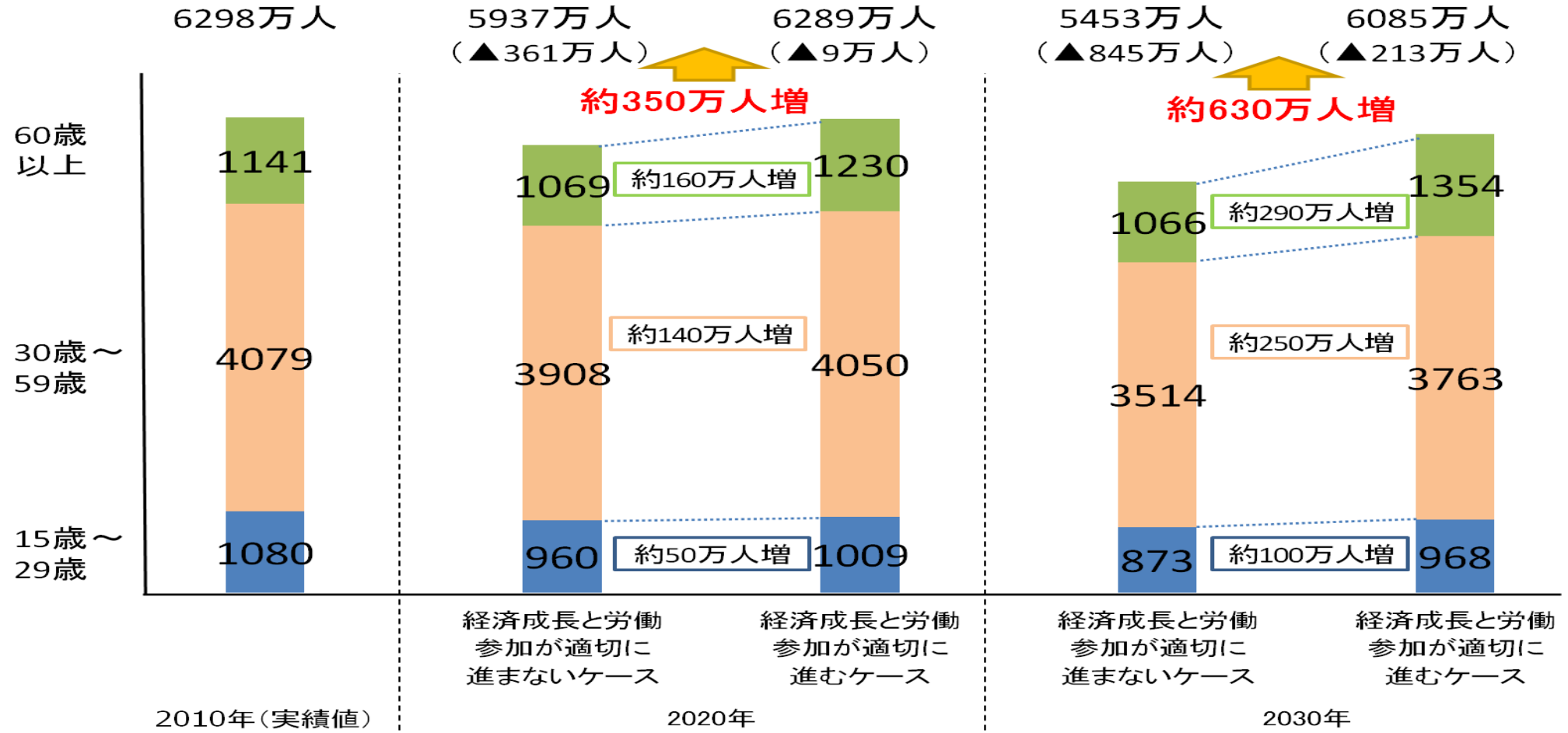

資料出所：2010年実績値は総務省「労働力調査」（平成22年（新）基準人口による補間補正値）、2020年及び2030年は（独）労働政策研究・研修機構推計
※推計は、（独）労働政策研究・研修機構が、国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口（平成24年1月推計）」等を用いて行ったもの
※経済成長と労働参加が適切に進むケース：「日本再生戦略」を踏まえた高成長が実現し、かつ労働市場への参加が進むケース
※経済成長と労働参加が適切に進まないケース：復興需要を見込んで2015年までは経済成長が一定程度進むケースと同程度の成長率を想定するが、2016年以降、経済成長率・物価変化率がゼロかつ労働市場への参加が進まないケース

高年齢者の高い就業意欲

我が国の高年齢者の就業意欲は非常に高く、内閣府「高齢者の地域社会への参加に関する意識調査」（2008）によると、65歳以上まで働きたいと回答した人が約９割を占めている。

いつまで働きたいか（60歳以上の人）

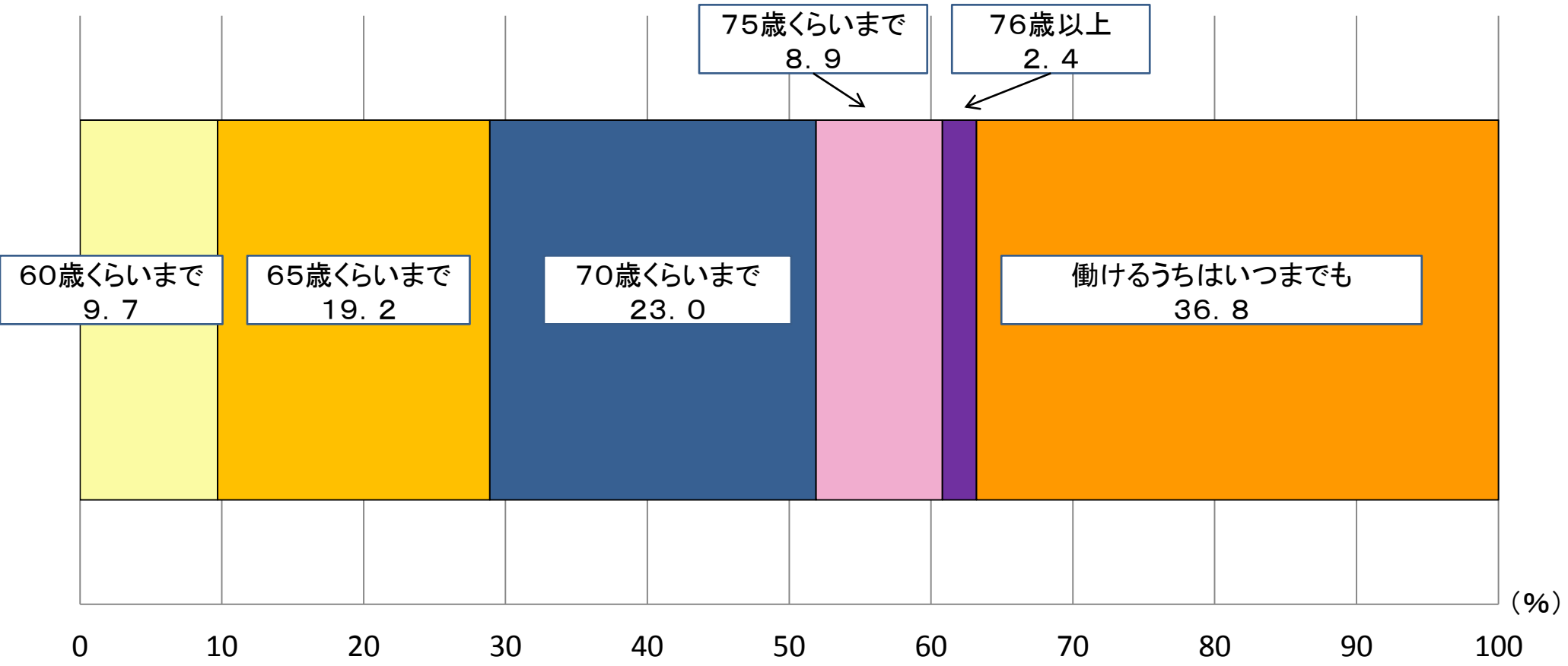

資料出所：内閣府「高齢者の地域社会への参加に関する意識調査」（2008）
（注） 60歳以上の男女を対象とした調査（n=3,293）

就業率の国際比較

（%）

			日本	アメリカ	イギリス	ドイツ	フランス	イタリア	スウェーデン	韓国
就業率（2010）	男女計	**55－59歳**	**74.5**	**68.1**	**70.5**	**71.5**	**60.6**	**52.7**	**80.7**	**66.5**
		60－64歳	**57.1**	**51.2**	**43.6**	**41.0**	**17.9**	**20.4**	**61.2**	**53.7**
		65歳以上	**21.3**	**16.2**	**8.4**	**4.0**	**1.6**	**3.1**	**11.9**	**28.7**
	男	55－59歳	88.0	72.3	76.0	78.1	64.1	65.6	82.8	80.9
		60－64歳	70.6	55.1	54.2	49.3	19.1	29.6	66.4	67.5
		65歳以上	28.3	20.5	11.0	5.7	2.3	5.6	16.5	39.5
	女	55－59歳	61.2	64.2	65.3	65.1	57.3	40.5	78.5	52.3
		60－64歳	44.2	47.5	33.5	33.0	16.8	11.9	56.1	40.4
		65歳以上	15.9	12.9	6.3	2.7	1.1	1.3	7.4	21.2

（資料出所）：就業率：労働政策研究・研修機構「データブック国際労働比較（2012」

高年齢者の就業理由（複数回答）

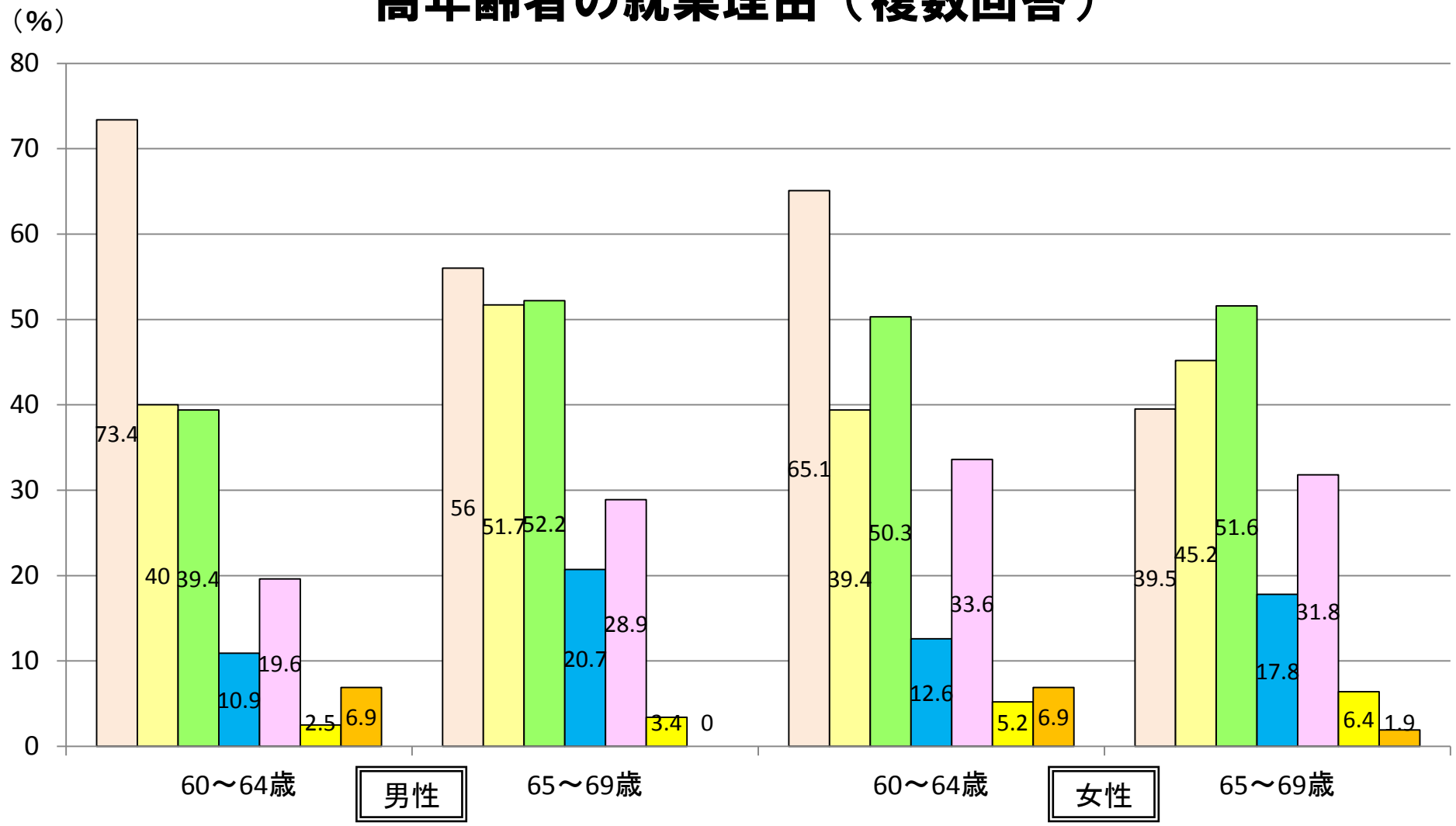

資料出所： JILPT「高年齢者の継続雇用等、就業実態に関する調査」（平成23年）
注1） 基本的に雇用者である者を対象にしたもの
注2） 60～64歳は雇用者のみの回答、65～69歳は自営業者を含む
注3） 本調査は、平成23年7月の就業等の状況について調査を行ったもの

高年齢者の社会貢献活動への取組状況

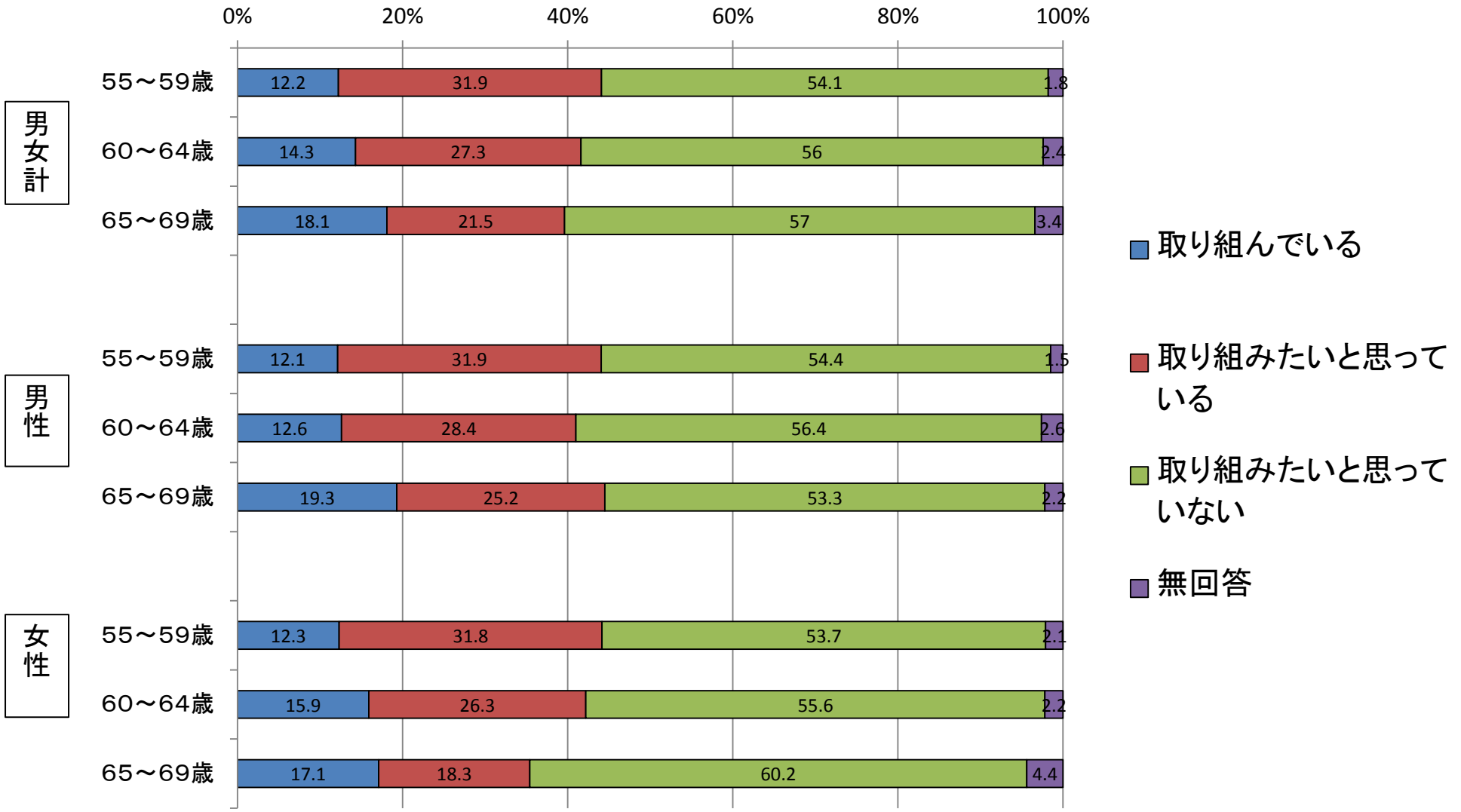

資料出所： JILPT「高年齢者の雇用・就業の実態に関する調査」（平成21年）
注1） 本調査は、平成21年7月の就業等の状況について調査を行ったもの。
注2） ここでいう「社会貢献活動」には、シルバー人材センターの紹介により仕事を行うことは含まない。

社会貢献活動に取り組んでいる高年齢者の状況①
～主な活動団体（単数回答）～

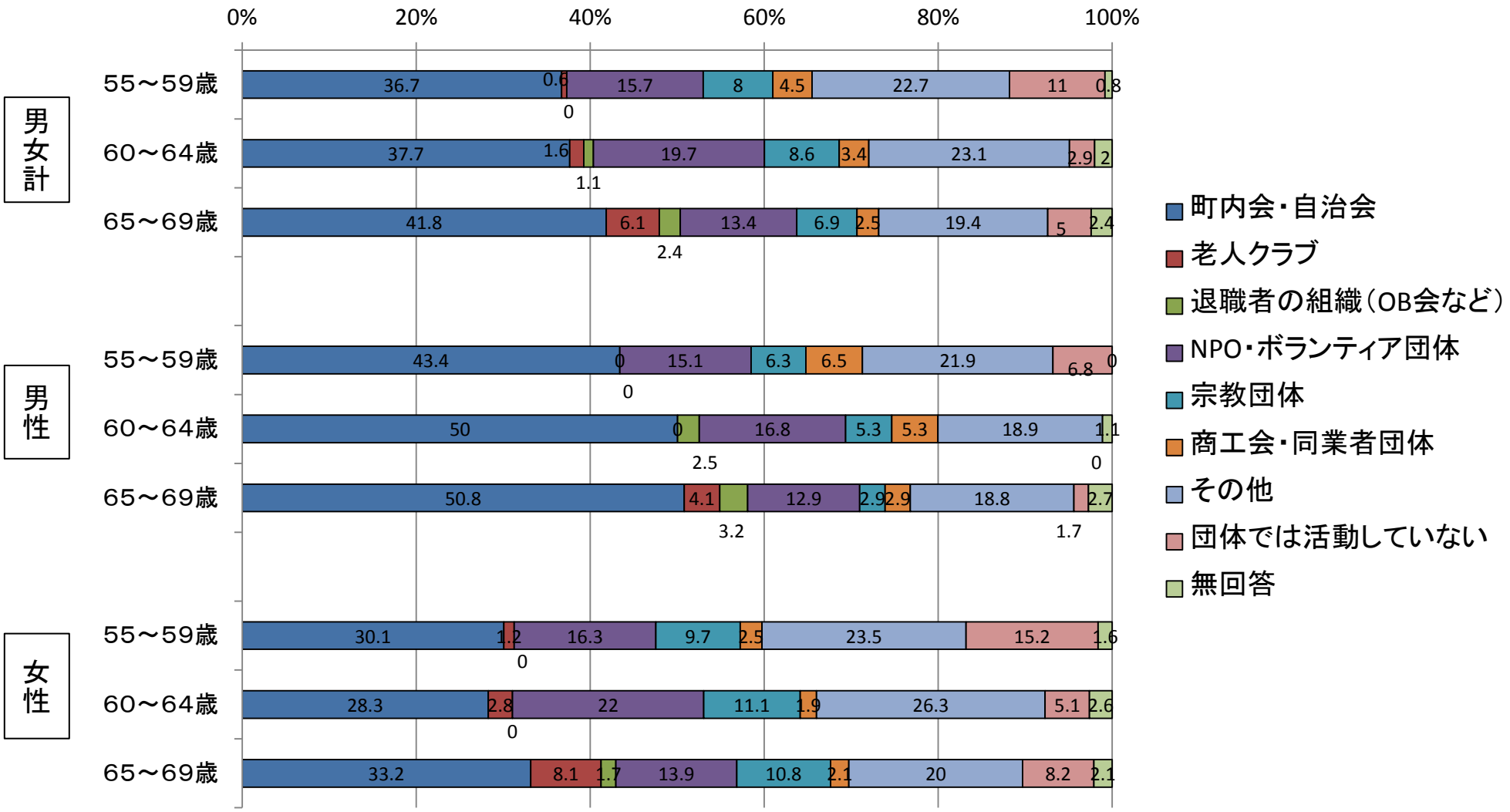

資料出所： JILPT「高年齢者の雇用・就業の実態に関する調査」（平成21年）
注1） 本調査は、平成21年7月の就業等の状況について調査を行ったもの。
注2） ここでいう「社会貢献活動」には、シルバー人材センターの紹介により仕事を行うことは含まない。

社会貢献活動に取り組んでいる高年齢者の状況②
～主な活動形態（複数回答）～

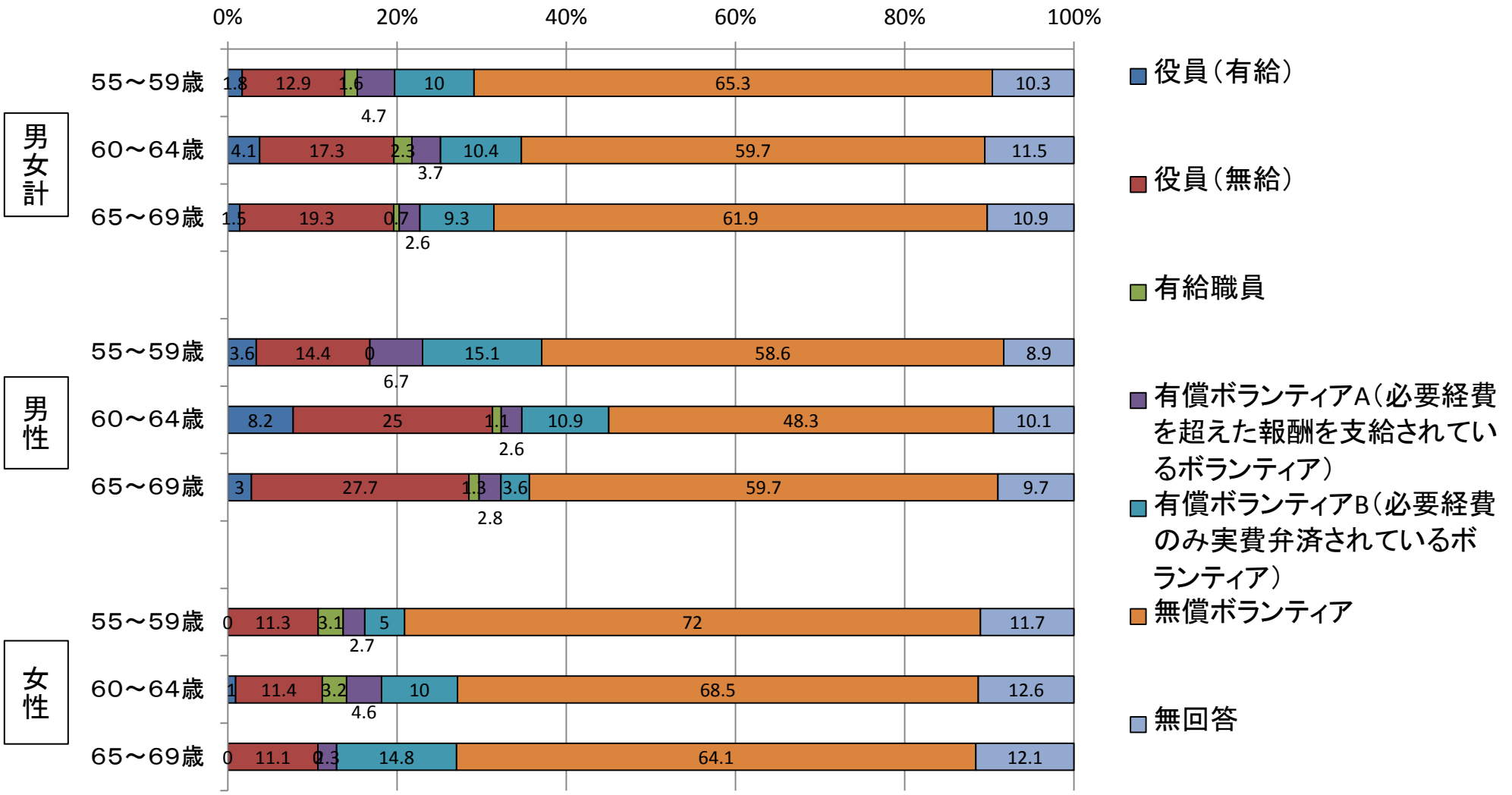

資料出所： JILPT「高年齢者の雇用・就業の実態に関する調査」（平成21年）
注1） 本調査は、平成21年7月の就業等の状況について調査を行ったもの。
注2） ここでいう「社会貢献活動」には、シルバー人材センターの紹介により仕事を行うことは含まない。

Ⅱ．高年齢者の就業･社会参加施策

～雇用･福祉･介護の観点から～

地域における就労・社会参加スタイルのイメージ

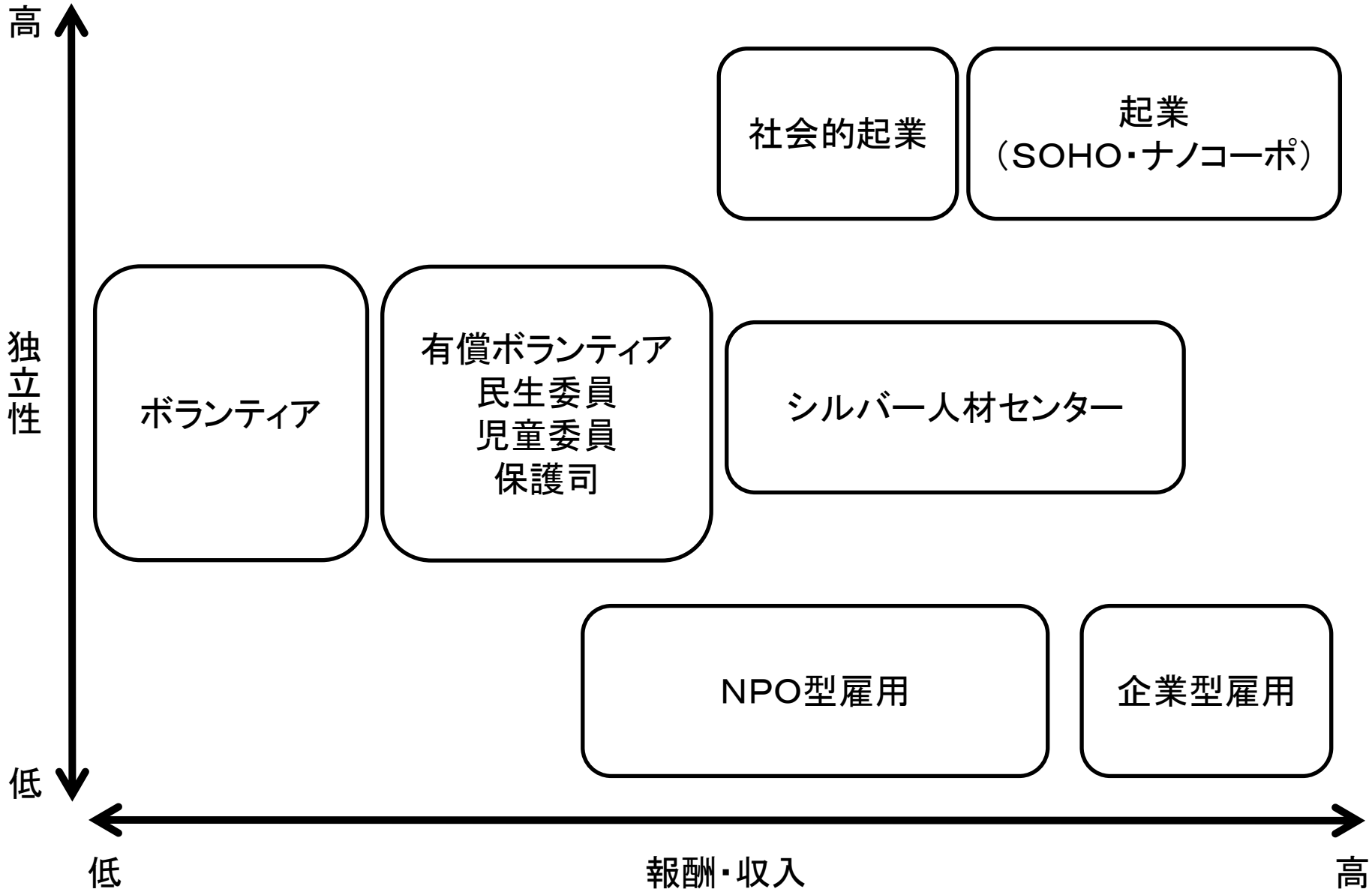

注）統計データ等に基づく正確な位置付けを表すものではなく、あくまで議論の素材として大まかなイメージを示したものである。

高年齢者雇用就業対策の体系

人生100年時代を見据え、生涯現役社会の実現のため、高年齢者の多用な就労ニーズに対応し、就労等を通じて地域コミュニティで「居場所」と「出番」を得ることができるよう、雇用・就業機会の確保等の環境整備に向けて検討を行う。

年齢にかかわりなく意欲と能力に応じて働くことができる「生涯現役社会」の実現に向けた高年齢者の就労促進

【企業支援】

高年齢者が地域で働ける場や社会を支える活動ができる場の拡大

【地域高齢者支援】

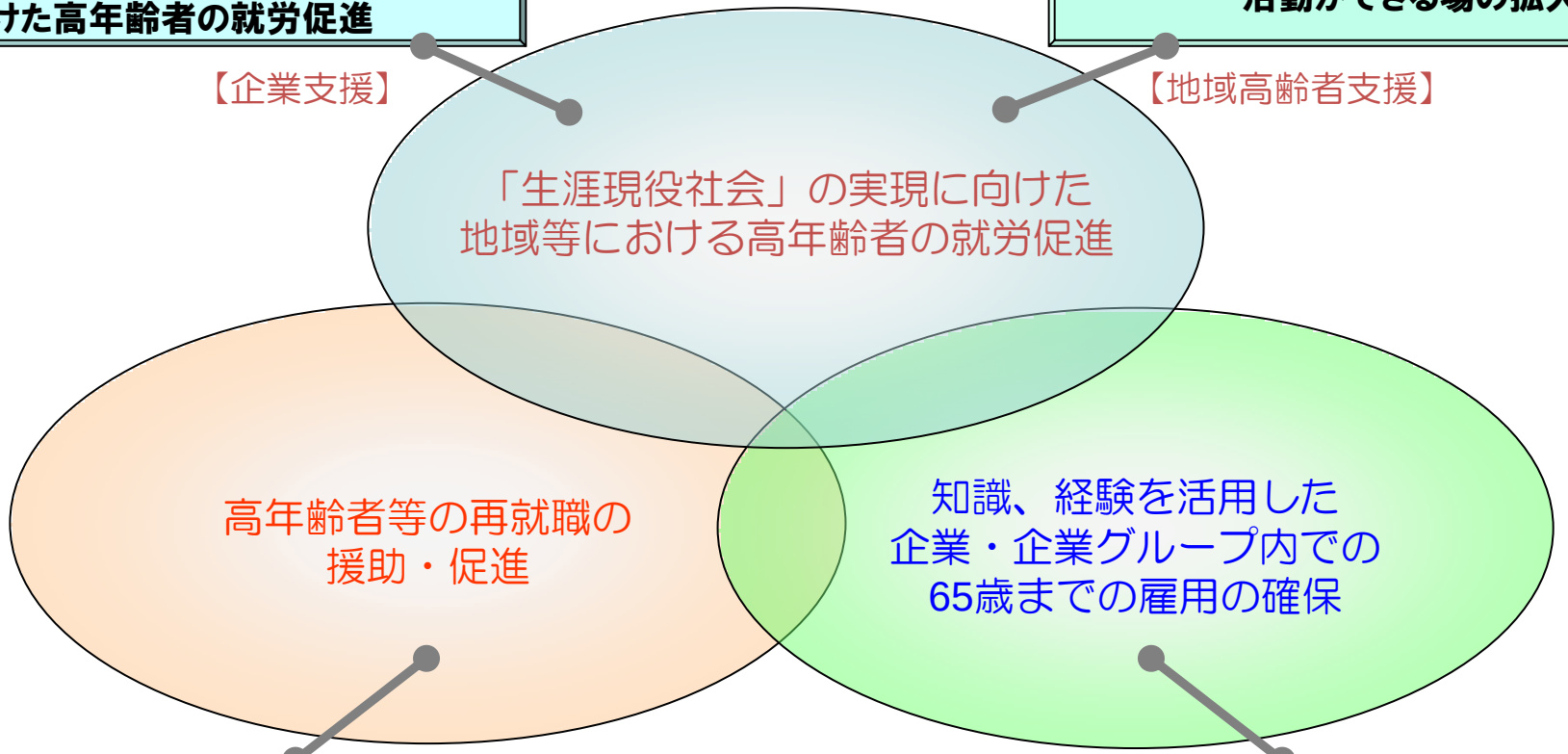

高年齢者などの再就職の援助・促進

高年齢者雇用確保措置の実施義務化

○ 定年の引上げ、継続雇用制度の導入等による希望者全員の65歳までの雇用の確保

平成25年度高年齢者雇用就業対策の体系

① 年齢にかかわりなく意欲と能力に応じて働くことができる「生涯現役社会」の実現に向けた高年齢者の就労促進

○ 年齢にかかわりなく働くことができる企業の普及に向けた支援を充実するとともに、高齢期にさしかかった段階で、高齢期の生き方を見つめ直すことを奨励するなど、生涯現役社会の実現に向けた社会的な機運の醸成を図る運動を実施する。

- **地域別生涯現役社会実現モデル事業の実施（平成25年度新規事業）**
  （地域の中核的なモデル企業における取組を通じた地域の機運醸成や、事業主に対して生涯現役社会に向けた雇用管理に係る相談を実施）
- **高年齢者雇用安定助成金の支給（平成25年度新規事業）**
  （高年齢者の雇用環境の整備を行う事業主に対する助成）
- **高齢・障害・求職者雇用支援機構による事業主に対する相談、援助**

② 高年齢者が地域で働ける場や社会を支える活動ができる場の拡大

○ シルバー人材センターの活用などにより、定年退職後などの高年齢者の多様な就業ニーズに応じた就業機会を確保する。

- **シルバー人材センター事業の推進**
- **生涯現役社会実現環境整備事業の実施（平成25年度新規事業）**
  （高齢期の職業生活設計に係るセミナーの開催等を行い、高年齢者の生涯現役に向けた職業生活設計を支援）
- **シニアワークプログラム事業の実施（拡充）**
  （事業主団体や公共職業安定機関等と連携して、技能講習、面接会、職場体験等を一体的に実施）

③ 高年齢者などの再就職の援助・促進

○ 高年齢者が安心して再就職支援を受けることができるよう、全国の主要なハローワークで職業生活の再設計に係る支援や担当者制による就労支援を実施するなど、再就職支援を充実・強化する。

- **高年齢者就労総合支援事業の実施（平成25年度新規事業）**
  （全国の主要なハローワークに高年齢者雇用相談窓口を設置し、職業生活の再設計に向けた支援やナビゲーターによる担当者制の就労支援等を実施）
- **特定求職者雇用開発助成金等の各種助成金の支給**
- **シニアワークプログラム事業の実施 【再掲】**

④ 高年齢者雇用確保措置の実施義務化

- **改正高年齢者雇用安定法の円滑な施行（平成25年4月1日）**
- **高齢・障害・求職者雇用支援機構による事業主に対する相談、援助 【再掲】**

シルバー人材センター事業の概要

シルバー人材センター事業の内容

○　目的

定年退職後等に、臨時的かつ短期的又は軽易な就業を希望する高年齢者に対して、地域の日常生活に密着した仕事を提供し、もって高年齢者の就業機会の増大を図り、活力ある地域社会づくりに寄与する。

○　仕組み

(1)会員

概ね60歳以上の健康で就業意欲のある高年齢者

(2)事業内容

・家庭、事業所、官公庁から、地域社会に密着した臨時的かつ短期的な仕事等を有償で請け負い、これを希望する会員に提供。

・会員は実績に応じて一定の報酬(配分金)を受ける。

【シルバー人材センターで取り扱う仕事の例】

清掃、除草、自転車置き場管理、公園管理、宛て名書き、植木の剪定、障子・襖張り、観光案内、福祉・家事援助サービス等

【現状】

団体数:1,294団体

会員数:76万人

契約件数:349万件

契約金額:3,032億円

就業延人員:6,979万人・日

※平成24年3月末日現在

月平均就業日数:9.2日

月平均配分金収入:35,154円

※　平成23年度実績

地域のニーズに応えつつ、高齢者の活躍の場を創出

＜シルバー人材センター(SC)企画提案方式事業 例＞

○ 一時保育サービス (東京都調布市SC)

・女性会員による1歳～4歳児を対象とした一時保育サービス

○ 観光案内 (高知県高松市SC)

・遍路への観光案内及び観光案内所兼接待所の設置(2ヶ所)

○ 学習塾 (埼玉県草加市SC)

・小中学生向け少人数学習教室

ふれあいプラザ事業(ピノッキオ)
【調布市シルバー人材センター】

社会福祉協議会の位置づけ

○　社会福祉協議会は、住民、ボランティア団体、民生委員児童委員、社会福祉施設や関係団体など社会福祉関係者、保健・医療・教育などの関係機関の参加・協力のもと福祉のまちづくりを目指したさまざまな活動を行っている民間団体。

○　市区町村、都道府県を単位に1つに限り設置（市町村社会福祉協議会は同一都道府県内の2以上の市町村での広域設置可）。

○　全国の市町村、都道府県・指定都市及び中央の各段階に組織され、中央と都道府県段階では全て社会福祉法人格を取得している。昭和58年には社会福祉事業法に市町村社会福祉協議会が規定されたことにより、市町村段階の法人化がすすみ、現在ではほぼ100%に近い法人化率。

○　平成12年の社会福祉法改正において、より住民に身近で、地域福祉推進の担い手である市町村社会福祉協議会を社会福祉協議会の基礎単位と位置づけるとともに、社会福祉協議会の目的が「地域福祉の推進」にあることを法律上明記した。

社会福祉協議会の事業

○ 現在、社会福祉協議会を通じて地域における社会福祉に関する活動が活発にすすめられているが、その具体的内容は、それぞれの地域の実情に応じたものであり、多岐にわたっている。

（主な事業）

ア ボランティア活動に関する支援、ボランティアの普及活動
イ ふれあいサロンやいきいきサロン等、住民のつながりの場の提供
ウ 民生委員・児童委員や近隣住民などによる小地域での見守りネットワークづくり
エ 民間福祉サービスの推進に向けた地域福祉活動計画の策定
オ ホームヘルプサービスやデイサービスの運営等、介護保険サービスによる生活の支援
カ 食事サービスや入浴サービスの実施等、高齢者・障害者への生活支援サービス
キ 日常生活自立支援事業（福祉サービス利用援助事業）
ク 母子家庭組織への支援、子供会・クラブの組織化等、児童への生活支援サービス
ケ 生活福祉資金の貸付や各種相談活動の実施
コ 共同募金への協力

○ 平成11年度からは、日常生活自立支援事業を実施し、判断能力が不十分な人々の福祉サービス利用援助、日常的金銭管理などの実施・相談窓口となり地域福祉のより一層の推進を図っている。

○ 昨今では、全国ネットワークを活かした災害時の要援護者支援活動及びボランティアセンターの運営に実績。

○ 厚生労働省では、これら事業を支援するため、全国社会福祉協議会の活動や都道府県・市町村社会福祉協議会が実施する日常生活自立支援事業、地域福祉を推進するための先駆的な取り組みへの助成を通じて社会福祉協議会の活動推進を図っている。

＜全国の体系及び構成＞

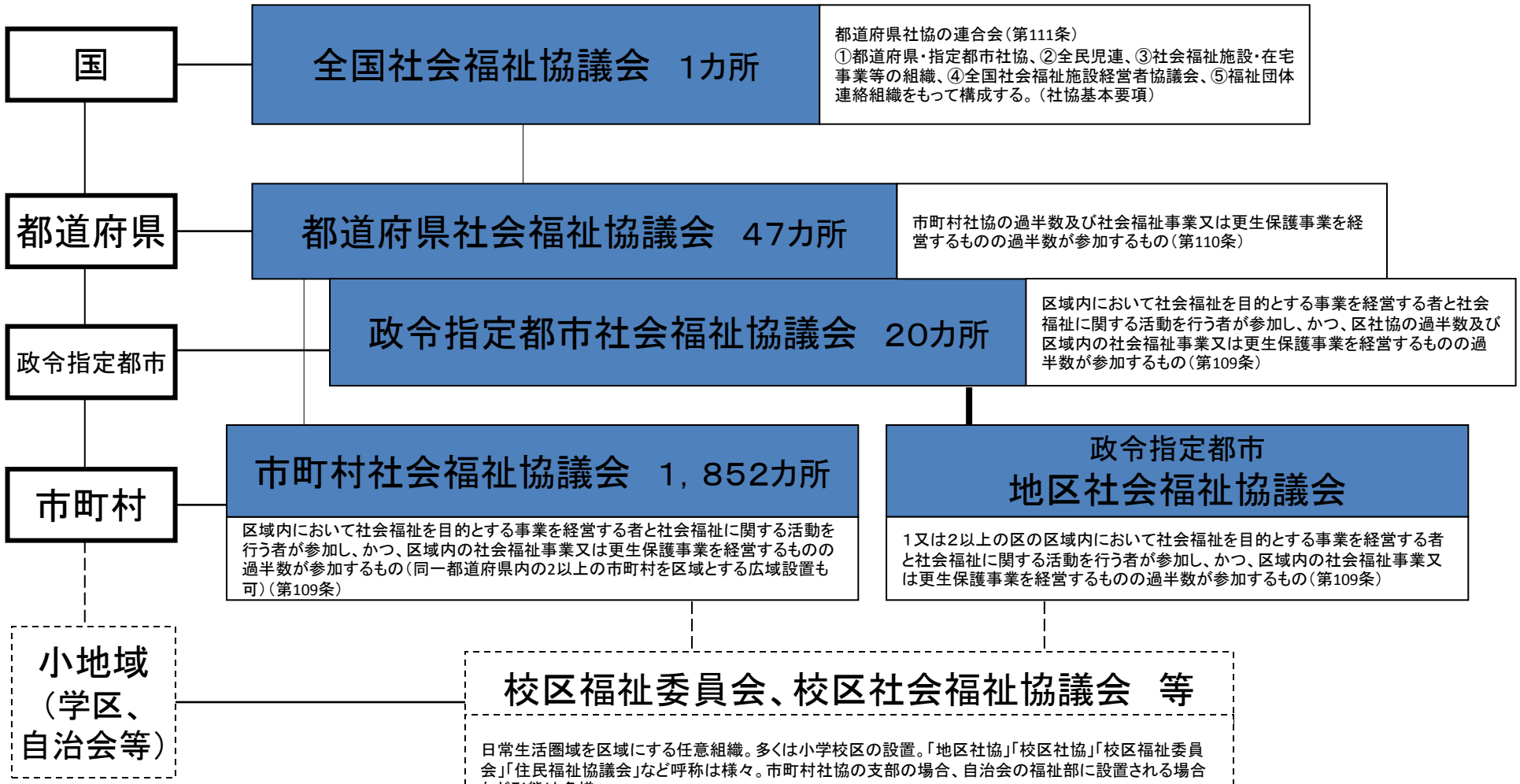

※それぞれの社協数は、平成23年2月15日現在の数。

高齢者の社会参加等の現状と課題について

	現　状	施　策	課題と対応
ボランティア	○ボランティア活動者730万人 （社会福祉協議会で把握している人数、 平成21年4月現在） うち、・60代299万人（40.9%） ・70代164万人（22.5%） ・80代17万人（2.3%） ※全体の2／3が60歳以上 ○ボランティアセンター設置・運営 （社会福祉協議会が中心） ボランティア活動や市民活動に関する相談や情報提供、活動先の紹介を行っている。 また、NPO・ボランティア団体等の活動支援や講座やセミナーなどの学習の機会を設けている。 ○なお、ボランティアでも有償で実施している事業もあり。	○ボランティアセンターへの支援 ・中央：全国ボランティア活動振興センター（全社協）への補助（定額） 【平成24年度予算額：34,275千円】 ・地方：地域福祉等推進特別支援事業による補助 （自治体、民間団体等への補助、補助率：1／2） 【平成24年度予算額：237億円の内数】	○活動の継続性 ○連携の困難性（団体内で活動が完結） ○財政的脆弱性 →平成25年度予算（案）において、ボランティア等地域のインフォーマルな福祉の担い手の人材育成や活動支援への補助を実施 【地域資源・人材育成支援事業】（P32参照） ・実施主体：自治体、NPO、社協　等 ・補助率1／2 ・予算額（案）：250億円の内数
民生委員・児童委員	【民生委員・児童委員数】 ・229,510人（平成24年3月末現在） （参考）※上記人数とは別の調査 ・中堅（4年以上）民生委員（870名）のうち、 ・60～64歳は217名（24.9%） ・65～69歳は304名（34.9%） ・70歳以上は168名（19.3%） ※8割が60歳以上 ※平成17年9月現在	○地方交付税（平成24年度） ・民生委員手当と児童委員手当（実費弁償費） 1人あたり年額　58,200円 ・地区民生委員協議会活動推進費 1カ所あたり年額 200,000円 ○国庫補助 ・中央：民生委員活動等推進費 （全国社会福祉協議会に補助（定額）） 民生委員互助事業、民生委員に対する情報支援等 【平成24年度予算額：31,358千円】 ・地方：民生委員・児童委員研修事業 （都道府県・指定都市・中核市に補助（1/2）） 【平成24年度予算額：237億円の内数】	○後継者不足 ○個人情報保護の弊害（過剰反応） →　・地域住民への理解の浸透 ・個人情報提供事例集の作成・配布 （平成24年7月）
地域福祉の推進	○地域福祉計画 【市町村地域福祉計画の策定状況】 ・策定予定も含め全体で約7割が策定 （うち、市部においては9割であるが町村部では約5割） ○社会的孤立防止のための取組（見守り、買い物等生活支援サービス、居場所づくり等）の推進 【安心生活創造事業の実施】 ・平成24年度：49市区町村で実施	○安心生活創造事業（P33参照） 事業の3原則（①ニーズの把握②もれなくカバーされる支援体制③自主財源確保）を前提として、一人暮らし世帯等への「基盤支援」（「見守り」・「買物支援」）を行うことにより、一人暮らし世帯等が、住み慣れた地域で安心・継続して生活できる地域づくりを行う。 【平成24年度予算額：237億円の内数】	○全国的な取組の必要性 ○財政的脆弱性（自主財源作りの困難さ） →　・地域福祉計画の策定推進（特に町村部） ・平成25年度予算（案）において、安心生活創造事業を拡充した「安心生活基盤構築事業」を創設。 【安心生活基盤構築事業（現段階の案）】（P34参照） ・実施主体：市区町村 ・補助率：定額（@1,000万円） ・予算額（案）：250億円の内数 ・全国100市区町村での実施を予定

地域資源・人材育成支援事業

○　地域におけるインフォーマル活動の機能強化を図るため、ＮＰＯ等のインフォーマルな福祉の担い手養成や地域福祉コーディネーターの人材育成、活動の場に関する情報提供等を実施することにより、大規模災害発生時の活動支援等も含め、インフォーマルな活動の持続的な活動環境を整備する。
（平成25年度予算額（案）：セーフティーネット支援対策等事業（２５０億円）の内数）

地域におけるインフォーマル活動を推進していくための人材確保・活動支援のイメージ

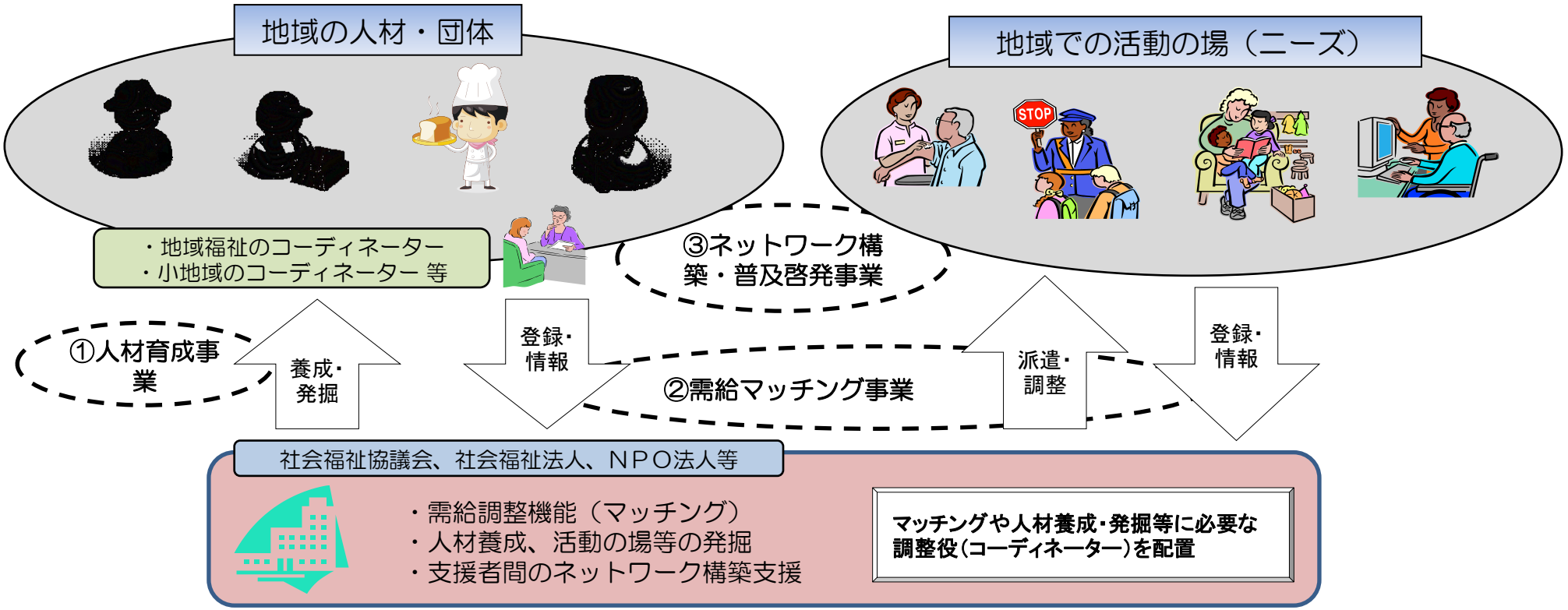

※大規模災害に備え、災害ボランティアコーディネーターの育成、災害ボランティアセンター設置運営体制の検討等を実施（④災害ボランティア活動支援事業）

【実施主体】都道府県・市区町村、社会福祉協議会、社会福祉法人、NPO法人、公益法人等
【補 助 率】１／２

※①～④の事業は個別に実施することが可能

「安心生活創造事業」について

（セーフティネット支援対策等事業費補助金237億円（平成24年度）の内数・補助率10/10）

【目　的】

厚生労働省が選定した地域福祉推進市町村が、事業の3原則を前提として、一人暮らし世帯等への**「基盤支援」**（「見守り」・「買物支援」）を行うことにより、**一人暮らし世帯等が、住み慣れた地域で安心・継続して生活できる地域づくり**を行う。

※「基盤支援」：安否確認や生活の異常等の察知・早期対応といった「見守り」、生活維持に不可欠な「買物支援」

【安心生活創造事業　の3原則】

① **基盤支援を必要とする人々とそのニーズを把握する**
② **基盤支援を必要とする人がもれなくカバーされる体制をつくる**
③ **それを支える安定的な地域の自主財源確保に取り組む**

（参考）主な取組例

【対象者のもれない把握に向けた取り組み】

○ **住民自治組織のメンバーが主体となって生活実態調査を実施**。調査から戸別訪問を希望された方の自宅を社会福祉士が訪問。

○ 福祉介護調査と健康調査による**全戸調査を実施して把握した要援護者の個人情報を、行政・社会福祉協議会・地域包括支援センターで共有**。

○ 行政と社協が協力して**タウンミーティングを行い、自治会に支えあい活動の必要性を説明。その結果、自治会において要援護者やその支援者の家が記載された地図を作成**。

【見守り体制づくり】

○ **自治会長や民生委員などで見守りチームを構成**するとともに、**住民ボランティアの他、新聞配達員、郵便配達員、水道メーター検針員、乳酸菌飲料販売員等と連携**し、新聞や郵便物がたまっている等の異常があれば通報し、安否確認を行う仕組みを創設。

○ **団地の自治会・民生委員を中心にNPO法人を設立**し、支援が必要な一人暮らし世帯等に対する見守りや買い物支援を実施。

○ **住民ボランティアに対して一定の研修**を行い、一人暮らし高齢者等に対する定期訪問やサービス紹介等を行う。

【自主財源の確保】

○ 農家や福祉作業所等と連携し、**地域の特産品を活用した製品を製造。売り上げの一部を事業費に充てる**。

○ **商工会と連携し、一人暮らし高齢者等に対して訪問販売や様々な生活支援サービスを提供する店舗を登録した電話帳を作成し、見守り対象者に対して配布。登録者から広告料を徴収し事業費に充てる**。

○ **遠方に住んでいる一人暮らし高齢者の家族からの寄付やふるさと納税を活用**し、この事業費に充てる仕組みの構築。

○ **共同募金や民間事業者による寄付制度の活用、募金箱や寄付金付自動販売機の設置**。

安心生活基盤構築事業

○　住民参加による地域づくりを通じて、地域住民の社会的孤立を防ぎ、誰もが社会との「絆」を感じながら、安心して生活できる基盤を構築していくため、「安心生活創造事業」の基本理念（抜け漏れのない把握、漏れのない支援、自主財源の確保）を引き継ぐとともに、これまでの安心生活創造事業の成果・課題を踏まえ、分野横断的な相談支援体制の構築や権利擁護の推進等を実施する総合的な取組へと拡充して実施。（平成25年度予算額（案）：セーフティーネット支援対策等事業費（250億円）の内数）

地域における社会的孤立防止体制の構築イメージ

※地域福祉のコーディネーターを多機能型・双方向型の拠点に配置する例

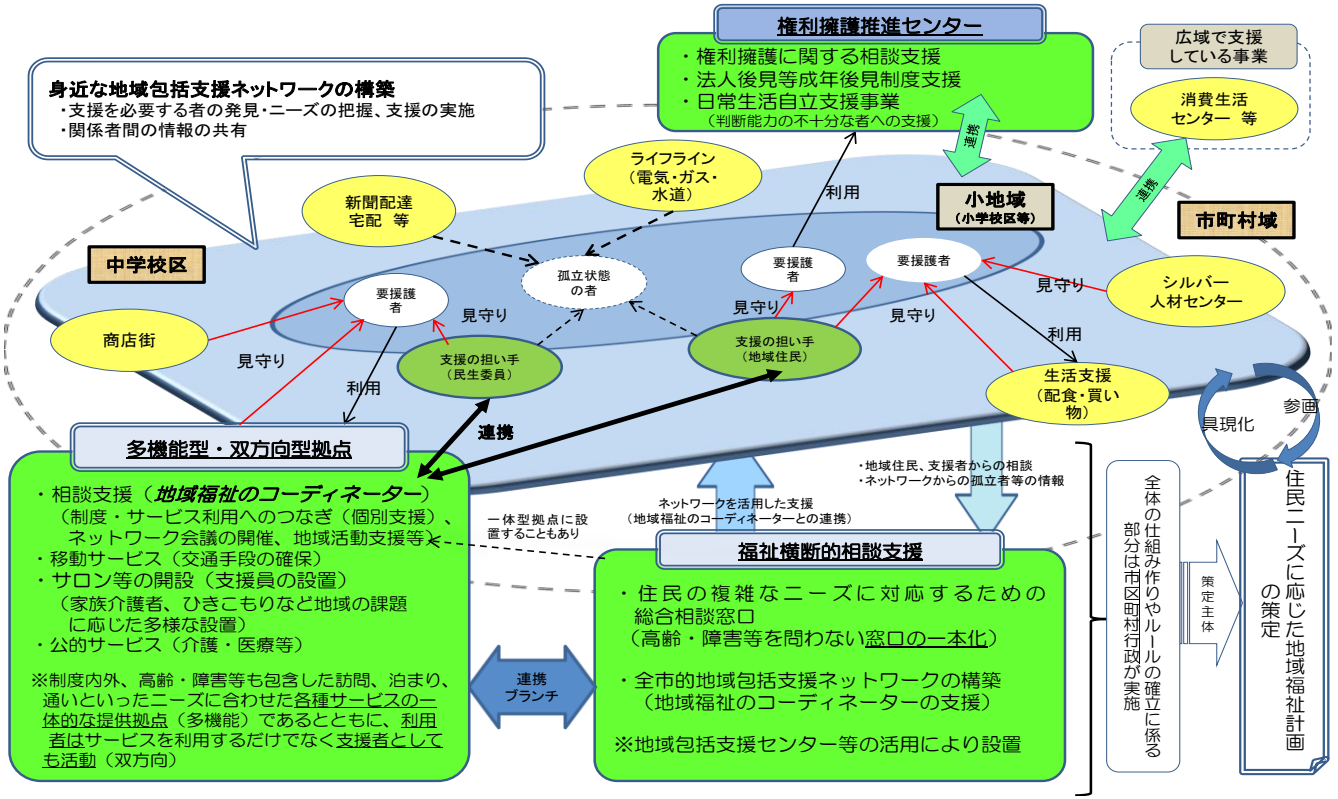

事業概要（案）

①安心生活創造事業
○実施主体：市区町村
○補助率：定額（@1,000万円（人口規模に応じて増額）、選択事業を実施する場合は＋@1,000万円）
（１）基本事業
・抜け漏れのない実態把握
・社会的な孤立者等の所在及びニーズ把握
・抜け漏れのない支援の実施
・買い物支援等の生活支援サービスやサロン等の居場所づくりの実施
・地域福祉の調整役(コーディネーター)の配置　等
・自主財源の確保
・寄付や物販等を通じた財源の確保
・住民参加を促進するための普及啓発
・参加を促すイベントや研修による人材確保　等
（２）選択事業（基本事業の上乗せとして実施）
・高齢・障害等を問わない福祉横断的な相談支援体　制の構築
・多機能型・双方向型の包括的サービス拠点の設置
・権利擁護の包括的な取組を行う権利擁護推進センターの設置　等
○５年間の有期補助（補助単価は逓減）
○平成２５年度は100市区町村（170校区）程度を対象

②日常生活自立支援事業
○日常生活自立支援事業
判断能力の不十分な者への契約等の支援
○実施主体：都道府県・指定都市社会福祉協議会
○補助率：１／２

安心生活創造事業成果報告書（H24．8）※平成２１年度～２３年度のモデル事業の成果・課題等を収載
【今後重要と考えられる取組み】
①社会的孤立を防ぐための官民問わない多様な主体との連携・協働　②総合的な相談支援体制の確立
③地域福祉計画の策定　④契約支援・権利擁護の必要性　⑤要援護者も社会参加・自己実現できる仕組み

介護の将来像（地域包括ケアシステム）

○ 住まい・医療・介護・予防・生活支援が一体的に提供される地域包括ケアシステムの実現により、重度な要介護状態となっても、住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるようになる。

【地域包括ケアの5つの視点による取組み】
地域包括ケアを実現するためには、次の5つの視点での取組みが包括的（利用者のニーズに応じた①～⑤の適切な組み合わせによるサービス提供）、継続的（入院、退院、在宅復帰を通じて切れ目ないサービス提供）に行われることが必須。

①医療との連携強化
②介護サービスの充実強化
③予防の推進
④見守り、配食、買い物など、多様な生活支援サービスの確保や権利擁護など
⑤高齢期になっても住み続けることのできる高齢者住まいの整備（国交省と連携）

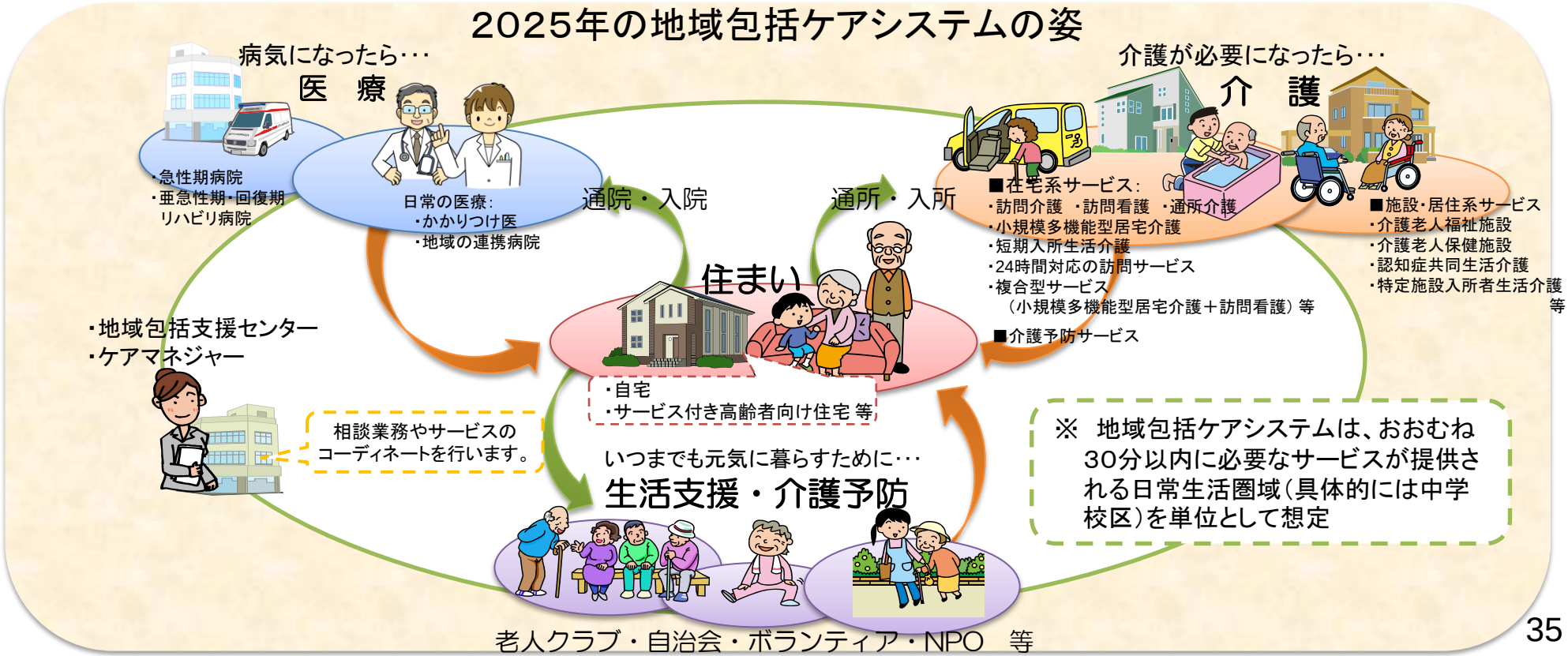

高齢者の社会参加・生活支援の充実に向けた国民的な運動の推進
～超高齢社会を支える地域社会の実現～

目指すべき社会

高齢者の社会参加の推進

地域包括ケア

生活支援（見守り・配食・外出支援・サロン）の充実

元気な高齢者の参加が推進され、生活支援の担い手として活躍する地域社会の実現

現状

○　高齢者の社会参加活動については60歳以上の高齢者のうち59.2%（平成20年）が1年間に何らかの活動に参加。10年前と比べると15ポイント以上増加しているがまだ十分ではない。

○　近年、孤立死、孤立化の問題、買い物難民等の問題が社会問題化。今後、認知症高齢者の増加、単身・夫婦のみ世帯の増加し、特に都市部で急速な高齢化が予想される中、支援を必要とする高齢者は増加する一方、家庭や地域の力はますます低下することが懸念される。

高齢者の社会参加活動への参加状況（複数回答）

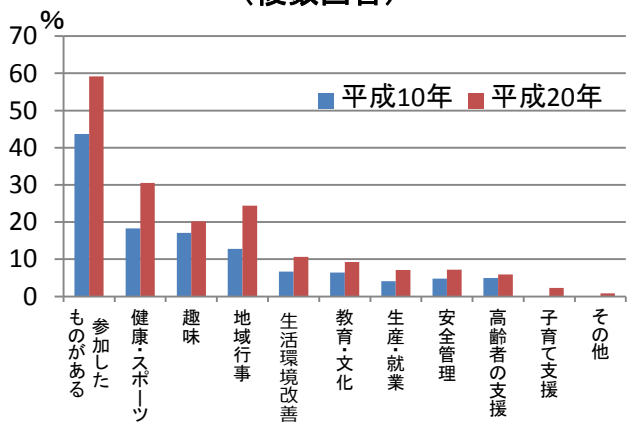

65歳以上高齢者のうち、「認知症高齢者の日常生活自立度」Ⅱ以上の高齢者が増加していく。

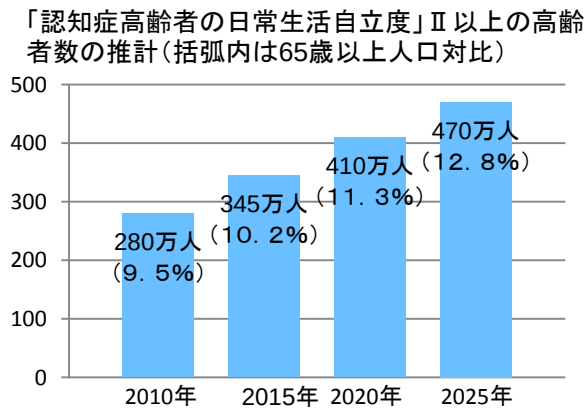

世帯主が65歳以上の単独世帯や夫婦のみの世帯が増加していく。

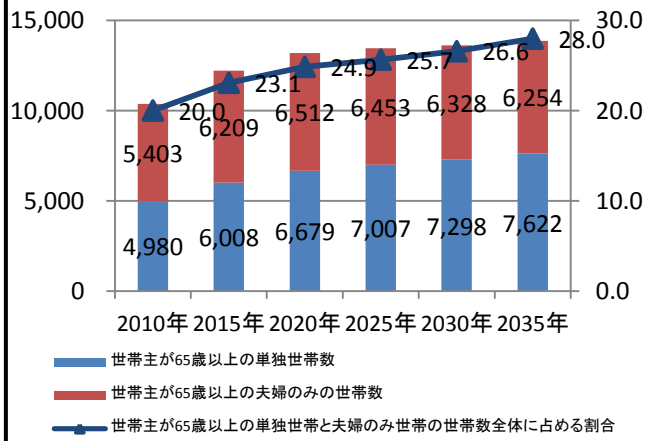

取組の方向性

○　団塊の世代が退職する中で、高齢者の健康寿命の延伸や地域活性化のため、高齢者の社会参加を支援する枠組みを検討。

○　高齢者が主体的に社会活動・地域活動に参加し、自分の人生を豊かにすることが当然であるといった価値観が国民全体に醸成されるよう国民的な運動を展開。

○　地域でボランティア、NPO、社会福祉法人、企業、自治会、老人クラブなど様々な主体が生活支援（見守り・配食・外出支援・サロン）に取り組み、地域の力によって、高齢者を支えることを推進。さらに元気な高齢者は生活支援の担い手となるように誘導。

取組の効果

○　地域で展開される活動のメニューが多様化し、高齢者の多様なニーズに合致。社会参加に対するバリア（イメージのバリア、情報のバリアなど）が解消。これにより高齢者の社会参加が促進。

○　若い世代を含めて高齢期の人生について豊かなイメージを持ち、参加が当たり前の社会となる。

○　地域で現在それぞれ独自に展開している生活支援が拡大。有機的に結びつき、面的な広がりができる中で地域の高齢者を広範囲に支援できるようになる。その中で元気な高齢者が担い手として活躍。

地域交流拠点（大牟田市）

小規模多機能型居宅介護事業所と併設

介護予防ボランティア（長崎県佐々町）

元気な高齢者による活動が拡大。それが当たり前の社会が実現。

介護予防・日常生活支援総合事業（地域支援事業）

○ 市町村の選択により、地域支援事業において要支援者・2次予防事業対象者（要介護状態等となるおそれのある高齢者）向けの介護予防・日常生活支援に資するサービスを総合的に実施できる事業を創設（平成24年４月～）

○ 同事業の導入により、多様なマンパワーや社会資源の活用等が図られ、地域の創意工夫を活かした取組の推進が期待される。

（例）

- 要支援と自立を行き来するような高齢者には、総合的で切れ目のないサービスを提供
- 虚弱・ひきこもりなど介護保険利用につながらない高齢者には、円滑にサービスを導入
- 自立や社会参加意欲の高い人には、社会参加や活動の場を提供

○ 平成24年度では、27保険者（市町村等）が実施。

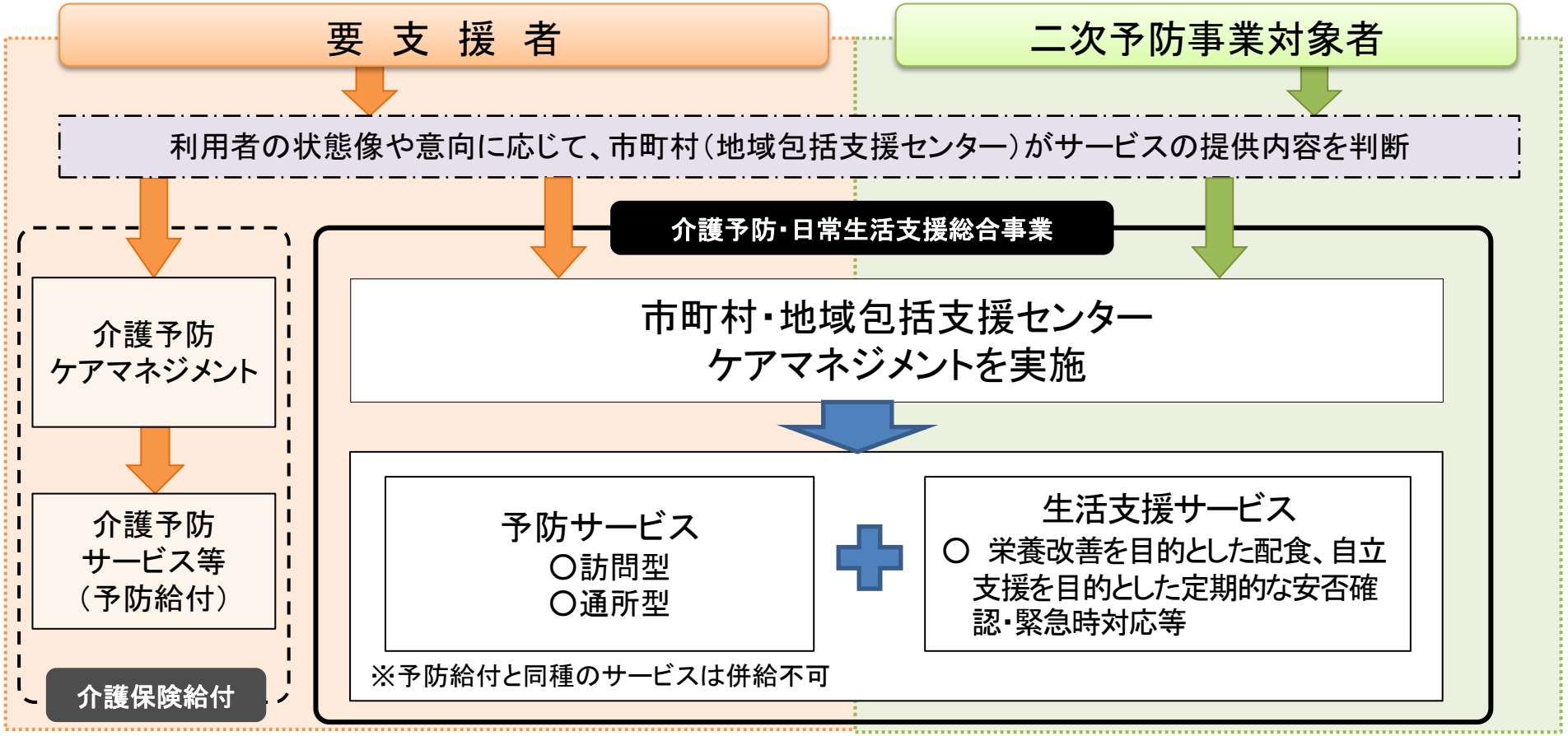

高齢者生きがい活動促進事業（モデル事業）の概要

ー生涯現役社会の実現に向けた取組の推進ー

平成25年度予算案　47，000千円

【事業の概要】　（各都道府県で1市町村程度　@1，000千円）

企業退職高齢者等が、地域社会の中で役割を持っていきいきと生活できるよう、有償ボランティア活動等による一定の収入を得ながら、自らの生きがいや健康づくりにもつながる活動を行い、同時に介護予防や生活支援のサービス基盤となるモデル的な活動の立ち上げを支援

【高齢者生きがい活動促進事業】 活動の立ち上げ支援（1年目のみ）

※ハード整備が必要な場合は、別途、「地域支え合いセンター」の整備費の活用が可能

（補助要件）

- ○市町村が把握する地域課題の解決に向けた高齢者の活動
- ○利用料等事業により得られた収入の一部を活動に参加する高齢者に支給（支給額は、最低賃金未満、実費以上程度を想定）
- ○事業全体の運営費は、事業収入で賄うことが目標

立ち上げ支援

【市町村】　地域の課題を把握し、ボランティア活動とマッチング

【地域住民によるボランティア活動全般】

NPO等の団体

活動の紹介

ニーズの把握

利用料

登録

実費＋@

企業退職高齢者などのボランティア

【高齢者による有償ボランティア活動等】

〈地域社会の中で役割をもっていきいきと生活〉

- ・見守り、配食等の生活支援
- ・高齢者への配食サービス用農産物等の生産活動
- ・高齢者スポーツの指導活動　等

サービスの提供

サービスを必要とする地域の高齢者

- ・単身・夫婦のみの高齢者世帯
- ・要介護高齢者
- ・認知症高齢者

等

「地域支え合いセンター」整備事業

平成25年度予算（案）　40．1億円の内数
（地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金（ハード交付金）のメニュー事業）

1．事業の概要

今後、少子高齢化が進展し、高齢者の大幅な増加が見込まれる中で、新たに高齢者の生きがい活動や地域貢献等を目的としたNPO法人等非営利組織の活動の場となる「地域支え合いセンター」整備事業をハード交付金の新規メニューとして実施する。（※事業の立ち上げ費用は別途「高齢者生きがい活動促進事業」の活用が可能）

2．実施主体

市区町村

3．助成単価（補助率）

＜創設の場合＞1か所あたり3，000万円（定額）　＜改修の場合＞1か所あたり650万円（定額）
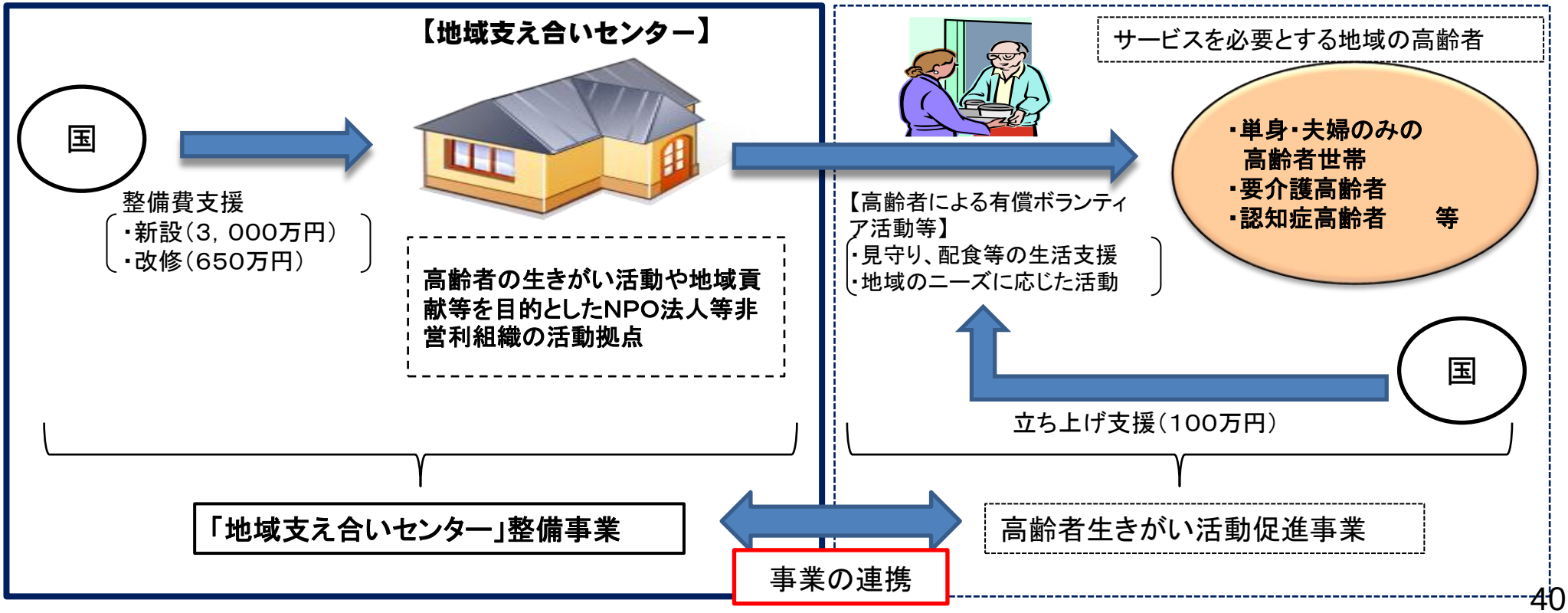
※事業イメージ